

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成23年9月2日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	月岡 修一	議員
19番	堀田 勝司	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐	松林 淳 君	議事課長補佐	石川 晃二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
市民生活部長	神谷 清貴 君	健康福祉部長	神谷 巳代志 君
経済建設部長	鈴木 重利 君	消防長	三治 金行 君
教育部長	加藤 誠 君	行政経営部次長	福井 康夫 君
		兼財政課長	
健康福祉部次長	原田 昇 君	会計管理者	塚本 邦広 君
兼医療健康課長		兼出納室長	
秘書政策課長	伏屋 一幸 君	総務防災課長	神谷 元弘 君

高齢者福祉課長 原 田 一 也 君 都市計画課長 前 田 鑛 君
環境課長 森 弘 和 君 監査委員事務局長 犬 塚 豊 和 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

堀田 勝司 議員
川上 裕 議員
毛受 明宏 議員
山盛左千江 議員
近藤 郁子 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に19番 堀田勝司議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○19番(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

明確な答弁をいただければ、私は、きょうはそんなに1時間しっかりかかるとは思っておりませんので、後の方の準備をお願いいたします。

それでは、まず市長のマニフェストについて、第2回目ということであります。

あと1を2を、またちょっと加えるわけではありますが、先の議会で、市長の選挙のマニフェストについていろいろお聞きしたのでありますけれども、ほかの人が書いたので、私は知らぬよと、そんなふうに言っているようによく聞こえましたので、市長のマニフェストでありますので、ぜひ市長の真摯な発言をお聞きしたいと思っています。

「ただいま検討中」とか、「プロジェクトチームを立ち上げて優先順位を発表する」という答

弁ばかりをいただきましたので、ぼちぼち、その中身を「こういうふうに決定した」とか、「こうこういうふうだ」とかというふうにお示しをしていただければ、検討していただいたのかなというふうに認識をするわけでありませぬけれども、いまだに検討中というのでは、いつまで検討しているのか。亀田興毅がボクシングをやっている拳闘かなと、そんなふうに思っ
てしまいます。

昨日の答弁を聞いておりましたも、給食費を10%下げるマニフェストが、いつの間にやら、給食の中身を充実させるとか、小麦粉が高くなったので値上げ分をまけておけば、10%分が値引き分になるんじゃないかと、そんなようなお話にすりかわっておりましたけれども、私どもの通常の物の考え方としては、10%下げるということは、小学校も中学校もそれぞれ10%下げて、その金額が安くなるというふうに考えるわけでありませぬので、話をすりかえないようにして、いま一度、その辺の答弁を聞きたいというふうに思っております。

中身の充実という話と、あるいはセレクトランチですか、そういうことをやってみたいとかという話は、それはまた違う次元でありませぬ、そのことと分けていただければ問題がないかと思ひます。

続いて1の、空き交番に市費で「警官」配備という件であります。

これも、昨日の杉浦議員にかぶっておりますので、杉浦議員のほうで答弁がきちんとできていれば、あっさり流そうかなと思ひましたけれども、全くおかしな答弁をいただきました。

調査研究を始めたばかりですと、市長のマニフェストに『空き交番に市費で「警官」配備を』と書いてあるのに、今調査研究を始めたばかりだと、こんなマニフェストは聞いたことがありません。

豊明市には空き交番があると、市費でOBを雇って交番に配置すると、そんな答弁でしたけれども、私が県警で調べましたところ、豊明市に空き交番は存在しないと、はっきり言われました。

それで、市費で警官を配備することはできませんと、警官という名称は一切使ってもらってはいけませんと。仮に、市費でOBを雇っていただいて、今実際に、前後交番にも警察官OBの方が日中、お詰めになってみえますが、市で例えばあんなような形になっても、市費で雇った人は交番内に配置はできないと、そういうご回答をいただいてきました。

市長のマニフェストの空き交番に市費で警官配備をということは、どういうことなのか、市長のお口からいま一度お聞きいたしますので、よろしく答弁をお願いいたします。

次に、子どもの教育環境日本一！市費で教員・支援員増等についてをお聞きします。

教育は国の根幹をなすものと言われておりませぬ、大変重要な問題と私は思っております。皆さんも同様だと思ひます。

教育というのは、国が責任を持つのが原則だと思っておりますが、近ごろは、ある意味でこれを補完するために、それぞれの市町でいろんな工夫をして、市費を費やして、いろんな補助教員等、あるいは臨時教員等を雇っておみえになり、これは私は大いに賛成であり

ます。

ただ、このマニフェストに出ております教員・支援員増の具体的な内容をお示しをしていただきたいと。マニフェストに市長が書かれた時点で、市長のお考えはどういうことだったかということ、我々にお示しをしていただきたいと思っております。

いわゆる教員とはどんな身分の人をいうのかなということ。学校でいう普通教員というのは、広く講師さんも含めて、我々は昔は余りよく知らなかったのですが、先生の中にも正規の先生と臨時の先生と、あるいは時間だけおみえになって、全くその單元だけを教えて帰られる講師の先生と、皆さんがおみえになって、我々の時代は全部、みんな先生、先生と呼んでおりましたけれども、県に聞きましたところ、その人たちは臨時職員でありまして、いわゆる教員というのは、普通で言えば教諭というお名前、職制であると、そういうことでありまして、市長の言われる人はどんな身分の方をお考えになっていたかと、そのような時点でお考えになってみえたことをお聞きしたいと思っております。

次に、野犬対策について。

前後町と間米町の境の雑木林のところに、野犬が実は3匹いるという市民からの通報がありまして、私も見に行きましたところ、まあまあ大きな野犬が3匹。

私は、犬が好きなので、そんなに怖くないので、かなり近くまで行ったんですけども、なかなか大きな犬でありまして、3匹おりました。

もし、人に危害を与えるようなことがあるといけないので、豊明市としてはどういう対策をとってみえるか、あるいはとられるか、あるいは、どういう対策をお持ちになってみえるのかということをお聞きしたいわけでありまして。

犬というのはよく知っておりまして、犬の嫌いな人には吠えるんだそうですね。犬の好きな人には少々不審があってもなかなか吠えない。どうも今、私が見聞きしている市のいろんな状況を見ますと、犬にえさを与える人でも、犬の好きな人たちのえさはもらうけれども、例えば捕獲をしようとして持ってくるえさはなかなか食べないと、犬のほうは実は頭がいいんじゃないのかなというふうに思っております。

基本的に、野犬の捕獲は保健所の管轄のようではありますが、動物保護管理センターというところに委託をしているのであります。

市の環境課から捕獲を動物保護管理センターにお願いしてもらったところ、最初は捕獲するということに非常に消極的でありまして、私がそういうふうにしたのかもしれませんけれども、野犬のいるところの住所の地主さんの許可をもらってくださいと、そんな返事がありました。

例えば、わなを仕掛けるのであれば、その区長さんの許可とか、地主さんの許可が要るので、地主さんを調べてくれと。これは、私たちに法務局に行って、地主さんを調べてこいということなんですよね。

こんな対応でいいのかなと、よくないよと。市の職員にも、これではいかぬよと。市のほうからもっと積極的にやってもらうようにということをお願いしてもらいまして、環境課から強く

要望してもらいましたところ、捕獲を試みてもらえましたが、先ほど言いましたように、犬も自分の身が危ないというのをわかるようでありますので、その人たちが行くと、そばに寄ってこないようになります。本当に犬のほうが、よほど人間よりも賢いのかなと思ってしまうわけです。

周りの地域の皆さんや、私どもに通報していただいた方々に聞いたところ、この野犬たちにやっぱりえさを与えてみえる方が、近所におみえになるということでもありますので、それがまず第一の問題かなというふうにも思って、困った問題だなと思っておりますけれども、なかなかその方は皆さんに聞いても、「いや、わからぬけど、いつの間にやらえさをやっているよ」というような話で、わかりませんでした。

まあ困ったものでありますけれども、しょうがないのかなという部分もあるわけです。とにかく、もしもの場合に、やはり苦情等、あるいはいろんなことで来るのは、豊明市のほうにまいますので、市民の安全のために豊明市としてはどんな対策をとっていくかということの基本的な考え方、そして今後の、実はけさも行ってまいりましたが、けさは1匹はちょっとわかりませんでして、2匹はその場所におりまして、かなり堂々と寝転んでおりまして、私が行きましたところ、首をくつと持ち上げて、じいっと見ていました。

まだいたなど、2匹は確認できましたけれども、1匹はきょうは確認できませんでしたけれども、とにかく豊明市としてどういう対応ができるか、今後ともその辺はどういうふうにしていくかということをお聞きして、壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.5 ○市長(石川英明君)

堀田議員の質問に対してお答えをいたしたいと思えます。

まず冒頭に、通告にはありませんが、給食費等の値下げのことのご指摘をいただきました。

(今回、2回目ということで通告してありますの声あり)

No.6 ○市長(石川英明君)

あつ、そういう意味ですか、これは。

昨日の伊藤議員の話では、なかなかそういうふうには読み取りがたいですね。

それでも少しお答えしますが、あくまでも基本的には10%を下げていくというような姿勢でおります。

ただ昨日、そうした論議をさせていただいたのは、そうした現場のご意見もあれば、それもきちっと受けとめる必要があるということで、論議をさせていただいただけであって、基本

的には10%を下げていくという方向性でありますので、また、その辺の具体的な決定をしたときには、ご議論をいただければよろしいかなというふうに思っています。

それから、空き交番の件であります。

今、堀田議員からご指摘をいただきました。警察の判断は、空き交番なんていうものはないよという、そのことは私も署長から伺っております。そういう場合は、不在交番というような形で言われるのですが、市民から見ると、わかりやすいのは、そこに警察官が常駐しているということがないという意味で使わせていただきましたので、その点については、ご理解をいただきたいと思います。

さらに、市費で警察官ということも、警察官を、言われたとおり雇うことはできません。

ですから、市費で警察のOB等をということで、この点についてもご指摘をいただいたように、まあ私としては提示していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、具体的にどうかということでもあります。今言われたように、そうした市費で警察のOBをそこに配属することも、非常に難しいということのご意見はいただいております。

しかし、警察のほうでも一遍、少し検討をいただくというようなことがありましたので、今のところは具体的にまだ結論が出ていない。

ですから昨日、杉浦議員にもお話をしたように、検討をしていきたいということを述べさせていただきました。

このことが具体的に詰められれば、そのように進めていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、教育環境日本一ということでもあります。

具体的な内容ということと、先生を教諭扱いにするかということでもあります。

私自身が具体的に述べてきたのは、やはりそうした視点から言うと、教諭ということになるかと思えます。

正職員につきましては、県のほうが対処することであって、我々としては支援員や補助員、そして、教育環境がより整っていくといった方向性に願っていきたいということでもあります。

もちろん、堀田議員が今言われましたように教育は国の根幹をなすと、このことはまさに同感であります。

この豊明市におきましても、教育に力を入れる。人づくりがあって、やはりそれをなくしてまちづくりはあり得ないし、将来のこのまちを担う子どもたちの教育をいかに充実をさせていくかということが、この豊明市にとっては大きな財産、価値になるんじゃないかなというふうに考えておりますので、そうした意味で力を入れていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

No.7 ○議長(平野敬祐議員)

鈴木経済建設部長。

No.8 ○経済建設部長(鈴木重利君)

野犬対策について、経済建設部より市としての対策をお答えいたします。

動物保護管理センターに野犬の早期捕獲要請をし、捕まえ方について、地元区長さんにも立ち会っていただき対処をしているところです。

飼い犬が野犬となっているものとも思われます。

野犬を捕まえるには、えさやり行為をやめていただく必要がありますので、市といたしましては、関係地元区である間米区、前後区、二村台1区の各区長さんに協力要請をして、近隣住民への野犬に近づかないことや、えさやり防止など、犬の目撃情報のあります地域の町内会へ、注意喚起の回覧をお願いしています。

また、野犬が出没する周辺に注意を促す看板の設置もしました。

愛知県動物保護管理センターは、野犬3頭の確認をしています。

動物愛護の精神に沿ったえづけの捕獲保護により進めているところです。

野犬の適切な保護、捕獲を行うため、愛知県動物保護管理センターとの連携、協力により、野犬の保護、捕獲に努めてまいります。

終わります。

No.9 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.10 ○19番(堀田勝司議員)

まずは、簡単なほうから済ませます。

野犬に関しましては、私が環境課へ行きまして、いろいろお願いしたりしまして、やっってもらっているのは十分わかりますし、今の対策もやっってもらっています。

だけど、結局は捕まってないんですね。先ほど壇上でも言いましたように、犬の好きな人に対しては、余り興味はないんですよ。ただ犬の嫌いな人、あそこら辺でよく犬の散歩をしてみえる人は、自分のところで犬を飼ってみえるので、犬がいるんだから嫌いじゃないと思うんだけど、散歩したり、あるいは、子どもが通学路の一部として、すぐ横を近道なものだから通るわけですよ。そこでひょっとして、いろんなことがあるといけないからということで、こういう質問をさせていただいたんで、私の見たところだと、かつてうちの隣の犬が行方不明になって、1カ月ほど帰ってこないときに、実は豊田市にある動物保護管理セン

ターに檻を借りに行ったわけです。

檻を借りについて、えさをやったら、3日か4日かは入りませんでしたけれども、その間に猫が実は入りまして、笑い話になったわけでありましてけれども、でもやはり、檻の中にえさをに入れて捕まえることができたものですから、檻でもやっているのかなと思ったら、何度見に行っても檻らしきものがないので、どういう方法でやっているのかなと疑問に思ったわけですけれども、何となくきれいごとを言われて、この愛知県の、何ですかね、動物保護管理センターさんは、面倒くさいのでやる気がないんじゃないのかなと、そんなふうにとれてくるんですね。

冒頭でも言いましたように、地主さんの許可を得てくれとか、我々が田んぼや雑木林の地主さんがどうやってわかるのかといったら、法務局に行かなければわかんないわけです。

市の職員は、この中で見る程度ができますけれども、一般人としては、そういうことをしないとできないわけですし、そんなことをしてこいという話とか、それと、犬のいるところの区長さんの許可をもらえとか、町内会長さんのと言われても、犬は野犬だもんですから、好き勝手に行ったり来たりするわけで、ちょうどここは前後区と間米区の境なものですから、犬は前後に行ったりあっちへ行ったり、パスポートを持っているわけではありませんし、好きなほうに行きますので、そんなような回答をもらっても、それはやる気がないのかなというふうにしかとれないので、強く環境課のほうにお願いしたわけですけれども、そうしたら重い腰を上げてくれたなというふうに感じておりますけれども、とにかくわかりますが、県に相談してではなくて、市としての方針をきちんと、一遍はっきりとお願いします。

No.11 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.12 ○経済建設部長(鈴木重利君)

堀田議員の地主さんの許可だとかというお話につきましては、同センターにも確認をとらせていただきました。

どうも説明が不十分であったということで反省もしておりますし、市としましても当然のことながら、通報者と動物保護管理センターのみでなく、市の担当課も介して協力をしていきたいと、そのように考えております。

それから、やはり捕まえるには檻ですね、えさを添えて、わなを仕掛けるものがよしとされておりますので、この地域ですと、麻酔銃のような強硬手段はなかなかとれないというお話も伺っておりますので、檻の設置については強く要請してまいりたいと思います。

終わります。

No.13 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.14 ○19番(堀田勝司議員)

じゃ万が一にも、市民に危害が加えられることのないように、ぜひとも環境課のほうできちんとしてもらえることをお願いしておきます。

市長に言いましたように、私は2回目と書いておきましたが、この2回目の意味がわかってみえないなら、わからなくてもいいですが、市長は昨日、伊藤議員と反対のことを言いましたね。まあいいです。

それで、今の回答をいただきました。基本的にはお金のほうで下げるという方向であるというご答弁をいただきましたので、そのように早急に努力してもらおうということでお願いします。

当然、財源のほうのことも考えていただけるだろうというふうに思っておりますので、その辺はそういう回答をいただきましたので、ぜひ、その方向で進めてください。

バージョンアップとか、いろんな給食の充実というのは、また、その後で出てくる問題であると思うので、値段を下げてもらって、また、そういう方向に進んでもらえれば、言うことはないんじゃないかというふうに思っております。

先ほどの警官の問題ですけれども、私は愛知県警のほうへしつこく確認しました。どういう意味ですかというふうに、逆に愛知県警に聞かれてしましまして、私どもは実は、こういうふうで空き交番があるというようなことがありましたので、豊明市に空き交番はあるのかと聞いたら、空き交番というものは存在しませんと、はっきりと言われました。

市長は言葉をいつもうまく変えておみえになりますけれども、「不在」と「空き」というのは、根本的に言葉が違うわけですよ。

例えて言えば、部屋でいえば空き部屋というのは借り主がいません。あるいは、住む人がいません。不在というのは、その部屋に人はいるわけです。ただ、時間的にいないということを不在というんです。

それを「空き」とは言いませんので、言葉をうまくもてあそばないで、私は実は過去に、1期生のときか助役さんに「言葉遊びをやるな」と言った覚えがあるんですけども、まさか同じことをここで言うとは思っていませんでしたが、空きと不在は違いますので、もし市長がそれを同じだと思っているのなら訂正してもらわないといかぬですし、その辺は真摯に答えられた方がいいと思います。

先ほどの市費で警官は配備できないと、これはもうはっきりと言われました。警察官というのはある意味、特殊な仕事でありますので、適当にその中にいてももらっても困ると。

OBを雇って、警察官を市の職員の身分として、OBの人を置かせてもらうことはできない

かと言ったら、それもだめですと、はっきりと言われました。

市長は、まだ「当局と何とかできるかしらぬけれども」というようなお話でしたけれども、私にははっきりと、そういうことはだめだと言われているんですよ。

これは、どういうふうに思われたかは知りませんが、言葉としてはやっぱり間違っているんですよ。空きと不在というのは全然、言葉が違うんで、余分な言葉遊びをしなくて、これは真摯に訂正された方がいいと思うんですよ。

ただ、私の聞いたところ、新栄交番はお一人体制だそうであります。24時間勤務の一人体制でやっておりますので、3交代と言っていましたかね。

あそこは、いろんな事例があると出てしまうので、よく不在だという苦情もいただいたこともありますというふうな回答をいただきました。

じゃ、そこに警察のOBの人を入れさせてもらうというようなことはできないかと言ったら、それもだめですという回答でありましたので、これは、もうそういう意味で、今から協議をする余地があるとは思えません。

じゃ例えば、市として何ができるんだという話をしたら、交番という名称を使っていたら、何もできないというような回答しかいただけませんでしたので、いま一度、その辺をお聞きしたいというふうに思っております。

No.15 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.16 ○市長(石川英明君)

私のほうは、そうした空き交番をとということについては、今後は訂正をさせていただきたいと思えます。

もちろん、警察の言っている意味は非常にわかりましたので、まず不在交番ということもいいたろうと。ただ、「交番」ということも使えないのであれば、またここも検討をさせていただきたい。

ただ、私もちょっと署長と直にお話をさせていただいた経過があって、今、堀田議員が言われたことは、全部私にもお聞かせをいただいております。

しかし、「一遍ちょっと検討してみようか」というような言葉をいただいたものですから、それで、まあどういう答えが出てくるかなということで、ちょっとお待ちをしているという段階です。

ですから、そのことを一遍踏まえながら、そして今言われたように、市費で警察のOBを入れた場合に、そういうことができなければ、そのほかの方法で考えていくということになります。

そういうことも含めて、今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお

願いたいと思います。

No.17 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.18 ○19番(堀田勝司議員)

また、市長は話をすりかえてしまったんですけれども、だからその分、そのほかのことは、また違うんですよ。後からの話なんです。

今聞いているのは、市長のマニフェストに『空き交番に市費で「警官」配備』とっているので、そこはそこでとめてもらわないといかぬ。

まだ何かできそうだから、私はそのほかのこともあるでというような話ではなくて、そこはそこでとめてもらって、真摯に訂正をしてもらわないといかぬと思うんですよ。

あと、そのほかのことで何かできるかという話は、そのほかのことは、警察官、交番という名称も使ってはいけない。警察官という名称もだめだと、これを言われているんです。

じゃ、ひょっとして、豊明市で変な話が、何というのですか、小屋なり、警備場みたいなものを建てて、そこに豊明市の警備員として置くことはいいのかと、実は聞いたんですよ。それは結構ですと、警察官のOBの人を雇っていただいて、そこに警備員さんという形で置いていただくのは、それは結構ですと。

だけど、その話と、空き交番に市費で警官をとという話は、違う次元なんで、その部分はやっぱりきちんと話をしていただかないと、マニフェストと違っている部分は、訂正してもらえばいいんですよ。その部分の私はお答えをいただきたいというふうに思っております。

No.19 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.20 ○市長(石川英明君)

その点については、訂正をさせていただきたいと思います。

それで、次の段階にいったときに、基本的には今言った不在交番ということも使えないということでありますので、そこもやはり訂正をさせていただくということです。

それから、警察のOBをあてがっていく、まあ次の段階に入ります。

それは何かと言えば、やはり今、犯罪件数も増えていて、今の野犬の問題とかなんかも、そういうこともひょっとしたら受けとめができるかもわからないわけであって、そういう人

を配備をして、豊明市の安全・安心、やはり市民の生活を守っていくということが、本来の主眼でありますので、そうした方向で検討していきたいということを、今内部では整理をしているということでもあります。

そういうふうでご理解をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

No.21 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.22 ○19番(堀田勝司議員)

市長に素直にそういうふうに言っていただけましたので、この問題はこれで終わりとして、次にまいります。

子どもの教育環境日本一！市費で教員・支援員等増についてということです。

先ほどから言いましたように、先生の中にはいろんな方がおみえになるわけで、私も実は、子どものころは全員本当に先生と思っておりましたので、細かいことは知らなかったんですけれども、かつては県の関係者しかいなかったんですが、今は市の関係ですね、支援員さんとか、いろんな人がみえて、それも皆さんが先生なんですよ。

子どもたちはみんな先生だと思っているので、余りあれですが、職員さんの中では、やはり純然たる区別があるようで、正職さん、臨職さんというような話でありまして、私どもは正職であろうが臨職であろうが、子どもに一生懸命やってもらえれば、何の問題はないので、それはそれでいいんですが、いわゆるここで、市長が教員として雇われるとってみえる、マニフェストの時点で結構ですので、この人の身分はどんなような方を想定していたかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

No.23 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.24 ○市長(石川英明君)

まあ私もちょっとそう言われれば不勉強で、そういう言葉を使いましたが、今、堀田議員の言われる部分でいけば、臨職であったり、教諭であったりという部分になるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

No.25 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.26 ○19番(堀田勝司議員)

そうやって素直にお答えいただくと、ちょっと困ってしまうので、昨日とは感じが違います。

ところで、臨職さんという形は、非常勤講師さん、あるいは常勤の講師さんかもしれませんが、そういうふうに市で雇っていただくということになると、今の現状の時間給で教員の方を雇うと、これはワーキングプアになってしまうんですよ。

行政がワーキングプアをつくってってしまうんです。特に、臨職さん、あるいは時間給さんなら、ほかに、まだ仕事を持つことができますけれども、いわゆる正式な講師さんで、ほぼ1日おみえになる人だと、ほかに仕事を持つことができないわけです。

そうすると、今の時間給の単価で計算すると、ワーキングプアになってしまうんです。ちょっと語弊があるかもしれないけれども、普通の男の人が家族を養っていく報酬をもらえないんですよ。

やはり、それだけのものを出してあげないと、行政がつくるワーキングプアをやっていては、これは話にならないわけです。

市長としては、例えばそういうふうに教員の臨職さんを、例えば1日中雇われるのなら、どれぐらいの給料を払うおつもりでいたんですか。そこまで考えておみえにならなかったですか。

No.27 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.28 ○市長(石川英明君)

それぞれの、やはりすべての勤務状況というのは、まだ完全には熟知をしております。具体的な数字というのは、ちょっと担当からはいただいているんですが、その辺のことについても、適正な価格かということは、私としては今の時点で一遍研究をせざるを得ないのかなというふうに思っています。

もし、部長から具体的なこの辺の考え方があれば、一度お答えをいただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

No.29 ○議長(平野敬祐議員)

加藤教育部長。

No.30 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、教員補助に関しましてお答えを申し上げます。

賃金につきましては今現在、時間単価が2,910円で、1日5時間を雇っております。年間150日で、今現状が16名の教員補助を雇っております。

大体そのような形と、あとそれから交通費ということで、それぞれ距離に応じた交通費をお支払いしていると、こういった内容でございます。

以上でございます。

No.31 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.32 ○19番(堀田勝司議員)

今の金額だと、家族を養って、やっぱり普通に暮らしていくことはできないんです。

高齢者の退職された教員OBの方とか、若い方で教員になりたいという気持ちがあつて、不幸にも教員試験に受からなくて、捲土重来(けんどちょうらい)を期して次のために、来年のためにとか、そういうふうに頑張っておみえになる方でしたら、それはそれでやっていけるわけですが、官製のワーキングプアをつくっていったらダメだと思うんです。

その辺をもし、市長が教諭の立場まで高めた形の人を雇われるつもりであるのなら、十分に配慮していただきたいと、そんなふうに思うわけであります。

そのときに一つ問題があるのは詰めておいていただかないといかんですが、その教員の方にも担任を持たせたり、そういうことをするのかと。

私の聞いたところだと、実は、市の臨職さんは担任を持ってないんだよというようなお話を聞いていたんですが、部長や教育長に先日聞いたところ、犬山市では実は担任を持たせているんだと、そんな話がありまして、私もびっくりして犬山市に電話をしたら、市で6名雇ってみえて、担任を持たせているケースがありますという返事だったものですから、これは画期的なことをやっているなど、そんな思いでありますけれども、市長にもそんなお考えがあるのでしたら、その辺のことも含めて担任を持たせたり、あるいは、いろんな問題が起きたときに、市のほうとしてもその教員の方の味方になってあげる、責任をもってあげることができるかどうか、そういうお気持ちがあるかどうかをお聞かせください。

No.33 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.34 ○市長(石川英明君)

今、担任の問題ということで、そこまで少しまだ私も勉強しておりません。

しかし、そうした形になるということは、子どもたちにとっていい環境になるということであるなら、ぜひ検討もしたいと思います。

そのために、もちろん責任を持つということは教育委員会でも、また我々としても、まあ我々がとる範囲になるのかが少しちょっとあれですが、まあ臨職で私たちが雇っている部分については、きちっと責任を持つということであろうと思います。

さらに加えるなら、今の賃金体系のことも時間のパートの金額でいくのか、さらには今、生活までとなると、本当にそうしたところまで重責を持っていただいてやるということも一案になるわけがありますので、そういうことも含めて一遍調査研究ということですね。

今、うかつに私のほうで、それができる、できないという判断も非常に難しいと思いますので、一度内部で協議をさせていただいて検討を図っていきたい。より向上ができていくなら、前向きに検討をしたいというふうに思いますので、まずは研究から入らせていただきたいと思います。

以上です。

No.35 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.36 ○19番(堀田勝司議員)

なかなか前向きな答弁をいただいて、本当にうれしい次第であります。

あと最後に一つ、何となく話をいろいろ今まで聞いたところ、教育の部分でも、昨日、杉浦議員が言っておられました知、徳、体で、杉浦議員は食育も含めていましたけれども、知、徳、体の部分で、何となく知の部分だけがかなりクローズアップされておりますけれども、私どもはご存じのように、市長もそうだと思うんですけれども、体育会系でありましたよね。

ということは、スポーツにも力を入れてもらわないといかぬわけであります。そうすると、例えば部活にかつての専門家を、サッカーでいいますとJリーグの名古屋グランパスを卒

業された方をコーチに迎えるとか、部活の先生に迎えるとか、バスケットなんかは今、星城高校が非常に強いわけであります。ああいうところからコーチを迎えたりするとか、そういうこともひとつ念頭に入れて、知、徳、体が三拍子そろって初めて教育でありますので、その部分のお考えもあったかどうか。その時点であったかどうかをお聞きしたいと思います。

No.37 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.38 ○市長(石川英明君)

昨日、杉浦議員が知、徳、体、それに加えて食育ということを言われまして、私も同感だと思っています。

ただ単に、知識だけが、学力だけが伸びていくだけではなくて、やはり徳、それから体力も伸びていかないと、一人の人間としては、そして今回うたい上げている生きる力をはぐくむということは、そうしたすべてが整って初めてだというふうに考えておりますので、ぜひ今のこと、そうしたご提案や何かがあれば、我々内部で一遍協議をして、そうしたことも考えていきたい。

教育環境日本一というのは、そうした部分であるし、つけ加えさせていただくなら、マンパワーや、それから昨日からいろいろ論議のあるハード面、さらには経済面。

昨日も杉浦議員が言われました先生たちの仕事というのは今、非常に煩雑でハードになっています。そうした面でいうとICTですか、そうしたことも援助になるし、昨日は教育長が言われましたが、やはり地域全体で教育に携わっていくことも非常に重要になるわけであります。

さらに加えて言うなら、今回の野田政権では言ってみえますね。少人数学級や奨励金の独自の奨学金等々の制度もということ、若干述べておられます。

そうしたこともとらえていき、さらに加えるなら昨日、近藤善人議員が言われましたスクールソーシャルワーカーとか、そうした全体的に環境整備をするということが、豊明市の教育に新たな光を当てることになるのではないかなというふうに考えています。

ぜひそんな意味では、皆さんからのご提言やご提案をいただければ、さらに、そういうことも研究を重ね進めていきたいと思っておりますので、よろしくご指導のほうもお願いしたいと思います。

以上であります。

No.39 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

堀田勝司議員。

No.40 ○19番(堀田勝司議員)

提言もいただくのではなく、私が聞いたのは、マニフェスト時点で考えてみえましたかというのを聞いたんですけれども、まあいい方向のお答えでしたので、それはそれでよろしいのですが、とにかく私どもとしては知、徳、体、三拍子そろうようなことをお願いして、先ほど言いましたように、部活のコーチに専門家を入れていただくのも、教育の一つかと思えます。

あるいは、音楽関係でいけば、それなりの方が豊明市にもおみえになるわけです。そういう方のご指導をいただくのも、一つの方法であると思うんです。

そういうことも含めて、教育環境日本一を目指すのなら、勉強ばかりではなくて、知、徳、体の三拍子がそろうようないい方向に向かっていければ、なお一層、豊明市の環境がよくなるのではないかと考えております。

ぜひ、そのようにお願いして、これで私の一般質問を終わります。

No.41 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、19番 堀田勝司議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

No.42 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 川上 裕議員、登壇にてお願いいたします。

No.43 ○1番(川上 裕議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

始める前に一言、6月議会の一般質問が終わって、2~3の方に言われたのが、「年の功ですね」という声でした。経験とか知識が豊富な意味で言われたのか、ただ単に、年を取っているだけなのか、よくわからない評価がありましたので、今回はさらにレベルアップをして頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、6月議会に引き続き、豊明市の将来とまちづくりについてを中心にお聞きしたいと思います。

質問は、3問です。

1問目、豊明市の将来の姿と税収のアップについて。

1、市長は将来についてに関する事で、「成熟した住宅都市」という言葉が使われていて、田園都市構想として精査していきたいと答弁をされています。

その「成熟した」とは、どういうことを意味しているのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

2番、1項の住宅都市に関連してということですが、その前に、都市計画法の訂正をお願いしたいと思います。

「県の都市計画法の改正」とありますが、正確には「都市計画法に基づく条例の改正」でございまして、お手をかけますが、お願いいたします。

1項の住宅都市に関連して、県の都市計画法に基づく条例の改正が7月にありました。

この改正は、今年の10月施行日で、第34条11号の改正で、市街化調整区域内の土地で、市街化区域に隣接又は近接する等の地域における開発等の許可の基準についてのことです。

その中には、市町村の申し出、土地の区域の要件、宅地化率、道路の幅員等があります。

主なものは、①市町村の申し出として、愛知県の運用では市町村長の申し出を受けて、一定の要件を満たした土地の区域を愛知県が指定する。

②土地の区域の要件として、指定した土地の区域内において住宅等を建てるようになります。

そこで、以下の質問をします。

(1)豊明市においても、これに該当するような区域があるかと思えます。第4次後期総合計画の新規市街地整備の中で、「市街地調整区域内の既存集落の周辺地区を中心に、市街化区域への編入と計画的な市街地整備を検討します」とあります。

豊明市に今、このような改正に該当するような土地が、おおよそ何カ所あるのか、お聞きします。

また現在、アプローチをしているか、あるいはアプローチを予定しているところがありますか、お聞きします。

(2)この第34条に該当する区域を指定した場合、税収は上昇するのか、お聞きします。

3番、6月議会でご質問しましたインター周辺、豊明駅周辺である南部地域開発について、答弁で「生産・流通ゾーンを形成するため、産業施設の立地が可能な地域として検討している」と言われましたが、何らかの進展はおありでしょうか。

まだ、動きがないのであれば、今後の方針をお聞かせください。

次4番、住宅の市街化調整区域における地区計画は榎山地区が愛知県で初めてです。この地区の開発も完成が間近になっております。

そこで、豊明市都市マスタープランの市街化区域編入検討候補地区に、7件ほど候補が挙がっていますが、私も候補地を2～3見てきましたが、大根若王子線沿線を中心とした競馬場南、螺貝交差点北部周辺が、高台で、しかも先ほどの榎山にも近く、有望な候補地ではないかと思いますが、第2の候補地区としてまちづくりを進めてはと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞きます。

2問目、豊明市の防災体制について。

6月議会で地震防災対策に関して非常時初動マニュアル、学校施設の防災機能向上、地震防災計画等の多くの質問がありました。

また、昨日までの今議会においても、同様の質問が出ております。

少し重複する部分があるかとは思いますが、違う観点でご質問をさせていただきます。

震災基準の見直し、防災訓練等についてお聞きしたいと思います。

東日本大震災を受けて、国・県にて震災基準の見直しがされるのは、平成25年ごろとお聞きしております。

その指針が出てこない、市としても正式なものを作成できないとは思いますが、当然並行して見直し等を進められることと思います。

その中で、少し考慮していただければと感じていることがありますので、お聞きしたいと思います。

訓練も大事ですが、いざというときの初動体制が、市民を1名でも多く救うことになるかと思えます。

そこで1番、災害発生後の初動対応について。

①現在の非常配備体制では、最高震度6弱以上で全職員の動員が自動発令されることになっています。NHK等への緊急放送の要請をしたりして、時間外で、何時間で何割ぐらいの職員の動員が可能なのでしょうか。

②また、災害対策本部が設置されて班員となる担当部署が、決められている事務分掌の作業に取り組むことができるようになるのは、時間にしてどのぐらいを想定してみえますか。

③市外在住の職員が45%ぐらいと聞いております。豊明市に近い方が多いということですが、休日等の時間外では当然、駆けつけるには時間がかかると思えます。

そこで、少しでも要員を確保しておくことのために、市内の職員OBをあらかじめ緊急要員としてお願いしておくようなことは、お考えになってみえるのでしょうか。

2番、訓練について。

①市庁舎内での非常時の訓練をされていると聞いていますが、何を重点に、規模はどのぐらいで実施されていますか。

②地域との訓練について、先ほども防災訓練がありましたけれども、自主防災組織連合会が発足し、地域住民の参加による防災訓練を実施し、災害に備えるとしていますが、実際具体的にどのようなことを行っていますか。

③すみません、ここも少し訂正をお願いします。「118」団体ではなくて、「121」です。

市内に121団体の自主防災会がありますが、その自主防災会の活動の現状を把握してみえれば教えてください。

以上で2問目は終わります。

3問目、石川市長の市政への取り組み姿勢について。

あくまでも個人的な立場ですが、最近、とみに感じていることがありますので、それも含めて質問させていただきます。

私も議員となり4カ月になりますが、最近、いろんなところで地域の方やほかのいろいろな方とお話しできる機会が増えてきました。

その中でよく聞かれる話が、議員、議会の評価に関することと、石川市長はどういう方で何をなされようとしているのですかという質問が多いです。

そこで、私は感じているままにいつもお答えはしているのですが、まず議員、議会のことについては、今は多士済々な議員の方に挟まれて、まあ挟まれてといっちはあれなんですけれども、まだ議員に染まっていないので、ついていくのが精いっぱいです。私は正統派を自認しておりますけれども、毒されないように努力していきますので、いましばらくお待ちくださいと答えております。

市長については、市長はご自分の報酬を半減された方で、無駄の排除にも非常に熱心な方ですと、事実のみをお答えしております。「すばらしいことをされました」とは、ちょっと違和感があって、なかなか言えないところが悩ましいところでございます。

また、人柄については、いつも笑顔で人懐っこく話しやすい方ですよと言っていました。しかし最近、ご苦労も多いのでしょうけれども、顔つきも少し悪くなっております。

また、風の便りというか、事実聞いておりますが、市役所内外から強引だとか、頑固だとか、市役所内ならまだわかりますけれども、市役所外で何でこんな人がこんなことを言うんだろうというふうに聞いております。

まあそれはそれで大事なことなんです、私の心の中ではいろんな関係があって、市長はいいことを言っているけれども、何かいま一つ、すっきりした感じがありません。

そこで、市長のPRをするために質問をするわけではありませんが、私が市民の皆様にも夢が持て、すっきりと説明できるように、市民の皆様が豊明市に誇りを持って、しかも夢を持って、また、市の職員の皆様にも働きがいのある職場であることのために、市長がどのような夢を持たれ、どのような取り組みをされているのか、お尋ねします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.44 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.45 ○市長(石川英明君)

川上議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、私自身を内外から、また、川上議員がご評価をされて、最近、顔つきが悪くなったと言われると、悪人顔になっているのかなという今、気がしております。

このことについては、深く反省をしなくてはならないかなというふうに思います。

やはり、私自身もいつも笑顔でいたいし、なるべく純粋で、正しいことは正しいということ、で突き進んでいきたいということが、私の中ではずっと息づいております。

その生き方が、時には、今のこの職場の中でもいろいろな形で当たったり、議会の皆さん方にもいろいろな障壁となったりしている。それは市民の皆さんでも一緒であろうと思います。

しかし、少しご理解をいただきたいのは、私もマニフェストを掲げて、この4年間の覚悟というものがあります。そのためには今までの私自身の、市会議員当時の緩やかな生き方ではなくて、少し責任の重さというのを痛感をしている次第であります。

そのために改革をするということは、いろいろな部分で障壁が起こるだろうと。そのことが、そうですね、4カ月余り済んできました。確かに、心を痛めるところもあります。

職員にも大変厳しいことを言って、しかし、その吐いた言葉の責任は、私としてはどの方にどういうことを言ったかというのは、多分ずっと残っていくだろう。その職員の皆さんに少しでも成長をいただきたいと、そんな気持ちで取り組んだつもりであります。

それから、議会の皆さんたちにも大変厳しいことを言います。それも私が今回、選挙に立ち上がった部分というのは、まず第一に地方主権、地域主権を願うということであります。

それは、このまちが独自の主体的なまちに変わるためには、やはり首長も変わらないといかぬだろう。それから、議会も成熟をしなければいかぬだろう。職員もということであります。加えるなら、市民の皆さんも成熟をしていくということが、このまちの行く末を決める大きな力になるんであるというふうに考えています。

そのために、今回の議会でも新しい言葉で言わせていただいたのが、「新しい公共を目指す」ということでもあります。

市民自治、市民力を高めていくための市政の運用を図っていきたいということでもあります。

それで、余り長くなるといけませんので、少し話を省略しますが、短期的には、今の経済状況の中で、市民負担の軽減を図るということをとらえていきたいということでもあります。

そのための具体的な施策というのは、この議会でも述べさせていただいたし、6月の議会でも述べさせていただいたつもりであります。

その覚悟が、先ほど川上議員が言われた市長給与の半減で、みずからがその率先に立って進んでいきたいという、その覚悟のあらわれでもあります。

そして、長期的に見るのが、先ほど冒頭でも質問されました成熟した住宅都市を、これは本当に皆さんとともに、先ほど堀田議員が言われたように、皆さんの力をかりながら、総合

的な将来を皆さんに描いていただく、私自身も描いていきますが、そうしたことによって、必ず豊明市は変わっていくことができる。

今、多くの課題、問題があろうと思います。そうしたことを皆さんのお知恵をかりながら、また、私自身の打ち出した政策を一つひとつ着実に進めていきたいということでもあります。そうした意味で、「成熟」という言葉を使いました。

もう少し具体的に言いますと、ただ単によく言われるのが、名古屋市のベットタウンと言われます。どうも寝に帰ってくるだけのベットタウンでは、私はよくないと思うんですね。

だから、少し基本的な考え方を、成熟というような言葉に改めさせていただいたということでもあります。

このまちを、基本的な理念で言えば、やはり若者が住み続けたい、多くの皆さんが住んでよかったと願えるまちにしていくと。それは私たちの生活をいかに潤いのあるまちにするかということで、それが福祉であり、教育であり、環境であるということにつながるというふうに思っています。

そうしたまちをつくり上げることができればというふうに考えております。

その中で第一に質問された田園都市構想というのは、これはまだ、私の胸の中に描いている部分だけあります。このことは具体的に、まだマニフェストでもうたい上げたわけはありません。

それはなぜかと言うと、豊明市の3分の2が市街化調整区域で、300少しが、7分の1ぐらいが農地であります。まだまだ農地が豊かで、自然環境も豊かであります。日本の農を考えたり、この都市近郊で農をいとしみながら、仮の具体的な例ですが、このことは余り取り上げてほしくないんですが、例えば農地つきの住宅を売り出すだとか、また、議員時代にも取り上げてきたクラインガルテンの問題や、そうしたことで全国で新たな取り組みがされています。

そうしたことも含んでいくと、少し、この都市近郊の農村を活かしたまちづくりもできるのではないかなと。

さらに加えるなら、今後、北部の名古屋岡崎線が開通する。このことは、豊明市の今後きちっとした総合計画の中で位置づけることによって、大変魅力のあるまちにするか、通過をして、かえって名古屋や近隣の市町に流れるような性格にするとか、そういうことも考え方次第では大きく変わってくるわけでもあります。

そうした意味で、農村、田園都市構想というようなことを、若干述べてしまったということでもあります。

このことについてはぜひ、多くの皆さんからご提言やご提案をいただいて、その中で練り上げていきたいということでもあります。

少しとりとめのない話になりましたが、基本的にはそのように考えております。

至らぬところがありましたら、また、ご指摘をいただければありがたいと思います。

以上であります。

No.46 ○議長(平野敬祐議員)

鈴木経済建設部長。

No.47 ○経済建設部長(鈴木重利君)

経済建設部からは、豊明市の将来と税収アップについての2つ目の(1)になりますが、都市計画法第34条11号のご質問についてお答えさせていただきます。

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例、いわゆる法第34条11号とっております。この規定に基づくもので、県は条例として、通告書にも記載されていますように市町村長の申し出を受けて、一定の要件を満たした土地の区域を愛知県知事が指定するものでございます。

そこで、川上議員のご質問は今、このような土地がおおむね何カ所ぐらいあるかとの問いですが、今の段階で指定した土地の区域はございません。

本市では、名称としまして都計法第34条の11検討PTとして、プロジェクトチームを立ち上げました。検討を始めるところでございます。

次に4つ目の、市街化調整区域における地区計画、第2開発についてというご質問でございます。

榎山地区の開発行為は、おおむね完成してまいりました。議員がおっしゃるとおり、都市マスタープランでは、市街化区域編入検討候補地の一つとして、競馬場南の地区の市街化区域に隣接する市街化調整区域におきましても、地区計画などを誘導の対象としております。

最近、国道1号沿いの前後町螺貝付近での相談事がありました。今後、この地区での事前協議等の踏み込んだ相談があれば、愛知県と協議を進めてまいりたいと考えます。

終わります。

No.48 ○議長(平野敬祐議員)

神谷市民生活部長。

No.49 ○市民生活部長(神谷清貴君)

それでは、川上議員の1番目のご質問、豊明市の将来と税収のアップについてのうち、2点目の2つ目、区域を指定した場合、税収は上昇するのかとのご質問でございますけれども、指定をいたしますと評価方法が変わります。

税額は上昇します。よって、税収はアップをするということになります。

次に、議員の2番目のご質問、豊明市の防災体制について、市民生活部よりご答弁を申し上げます。

まず1点目の1つ目、時間外で何時間で何割ぐらいの職員の動員が可能ですかとのご質問でございますけれども、これは少し古いデータで恐縮なんですけれども、平成12年1月18日から20日の間に抜き打ち的に警戒配備員と第1非常配備員の66人の職員が、早朝に徒歩、自転車、オートバイで登庁するように非常招集をされ、災害対策本部を立ち上げ、応急対策を行う訓練を実施いたしました。

この訓練の目的は、いかに早く災害対策本部を設置するかを習得することです。

参加した職員の居住状況は、市内が44名、市外が22名です。

その結果でございますけれども、市内在住職員で30分以内に登庁できた職員は42名、63.7%。1時間、60分以内の者は2名の3%。

市外在住職員で30分以内に登庁できたのは8名の12.1%。60分、1時間以内に登庁できたのは8名の12.1%。60分、1時間以上を要したのは6名の9.1%でした。

最も時間を要した職員は、東浦町から徒歩により登庁して2時間45分を要したと、このような記録が出ております。

これは11年前の記録ではございますが、現在でも、おおむねのこうした場合の目安として判断をいたしております。

次に2つ目の、事務分掌の作業に取り組むことができる時間はとのご質問でございますけれども、班員の役割分担は既に決められておりますので、災害対策本部に参集すれば、すぐにでも作業に取り組むことができます、こうした体制は整えられております。

次に3つ目の、市内の職員OBを緊急要員にする考えはとのご質問でございますが、災害補償等の観点から現在のところは考えておりません。

次に2点目の1つ目、市庁舎内での非常時の訓練についてのご質問でございますが、まずもって災害関係でございます。

災害対策本部は、本部員会議、災害情報センター、動員配備センターの3部門で組織をされております。

平成20年5月16日、午前と午後の2回に分けて、延べ40人の職員が災害対策本部の災害情報センターの開設訓練を実施いたしました。

この訓練は、ロールプレイング方式の図上訓練で実施をいたしました。

そのうち、情報統括担当訓練では、市民からの情報、調査員からの報告を復旧や救援や本部に仕分けをする作業の訓練をいたしました。

次に、指令担当訓練では、情報統括担当からの情報を整理し、本部員会議の資料づくりやら、報道機関の記者会見資料づくりを行いました。

次に、情報渉外担当訓練では、ライフラインや道路、地区の被害状況を整理し、指令担当を経由して本部員会議に報告をいたしました。

また、本部員会議の決定事項を関係機関に指示することも訓練として行いました。

次に、これは火災の関係のことですけれども、市役所では消防法の規定に基づ

きまして、自衛消防隊を組織いたしております。

この消防隊は、市長を隊長として、総員 248 名により組織をされ、指揮班、避難誘導班、救護班、消火班、議会、中央公民館の各班がございませう。

主な訓練は、救護班が行う救護訓練は、1年間に3回実施、延べ 72 人が参加。心臓マッサージ、AEDの操作、三角巾を利用した応急処置などを主体とした訓練を行いました。

消火班が行う消火訓練は、秋に 48 名が参加して、消火器、消火栓を使用しての訓練を行いました。

避難誘導班は、庁舎の3階、4階に設置してあります、4カ所にございませう救助袋を操作する救助袋操作訓練を年に1回、30 人で実施をいたしているところでございます。

次に2つ目の、自主防災組織連合会についてのご質問でございますけれども、自主防災組織連合会の理事は、各小学校区から、また中学校区からそれぞれ1名が選出されております。

自主防災組織連合会は、各地区自主防災組織の上部組織ではなく、支援組織として活動をしていただいております。

理事は、災害の発生により、担当する学校の体育館に避難所が開設された際には、その避難所の避難所運営委員会設立のコーディネートを行っていただきます。

自主防災組織連合会は、市内 121 の自主防災組織の活性化を図るために、防災リーダー研修会を開催し、リーダーの育成を行っております。

自主防災組織連合会は、市が開催する防災講演会にも出席し、その場で自主防災組織の強化策やら、改善策やらを提案もしていただいております。

また、各自主防災会へのいろいろな提言を行っていただき、市内全域の防災に対する底上げ、意識の啓発、底上げを行っていただくようなお仕事も担っていただいております。

次に3つ目の、自主防災組織の活動の把握についてのご質問でございますけれども、自主防災組織の活動は、総務防災課に提出される訓練届により把握をいたしております。

区としての合同訓練は 11 件でございました。41 の町内会と2つの区が参加し、町内会の自主防災組織では 15 の町内会が訓練をいたしております。

訓練の内容は、防災倉庫にある資機材の取り扱い、防災映画、職員による防災講話などでございます。

また、消防署においては、救急訓練やら消火訓練を受講する自主防災組織もございませう。

以上で関連する答弁を終わります。

No.50 ○議長(平野敬祐議員)

横山行政経営部長。

No.51 ○行政経営部長(横山孝三君)

行政経営部からは、豊明市の将来と税収のアップについてのうち、3点目のご質問の、南部地域開発について何らかの進展はありますかということについてご答弁を申し上げます。

当該地域は、6月議会でもお答えいたしましたように、愛知豊明花き地方卸売市場を中心とした生産・流通ゾーンを形成するため、産業施設の立地が可能な地域として位置づけております。

6月以後の動きとしては、特に進展はございませんが、大規模なデベロッパーから住宅開発の提案がなされ、検討しました結果、当該地域が過去に浸水地域であることや、大規模地震の際に液状化の危険がある地域であることから、提案を見送った経緯がございます。

地主や地元の方々でも、当該地域の開発には積極的な意見をお持ちの方々もおみえになるため、今後ともそうした方々のご意見を伺いながら、よりよい開発ができるように進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.52 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

川上 裕議員。

No.53 ○1番(川上 裕議員)

それでは、1番からお願いいたします。

2番の、現段階では指定の区域はないが、プロジェクトチームを構成し、検討会も開いて取り組んでいくというご答弁でしたが、第34条に沿って指定した地域についてのおおよその見通しは、いつごろになりますでしょうか。お願いします。

No.54 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.55 ○経済建設部長(鈴木重利君)

今回、立ち上げましたプロジェクトチームによりまして、平成24年3月までに一定の要件を満たした土地の選定を行ってまいりたいと考えております。

その後に、土地利用対策会議を経て、都市計画審議会に諮り、これは地元の説明会な

ども必要と考えております。それらが終わりましたら、愛知県知事に提出を予定するもので、順調に進みましても7月末が最短かなと考えます。

終わります。

No.56 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

川上 裕議員。

No.57 ○1番(川上 裕議員)

県のほうでは、第34条は定住化を目指したコミュニティーの維持を目的としているということでお聞きしております。

豊明市においては、まだ市街化区域での未利用地が残っていますので、合わせてそれも進めていってもらえることを、これは要望としてお願いしておきます。

それから4番の、螺貝北地区周辺の件で、県の都市計画課と協議しましたとお答えをいただきましたが、具体的にどのような内容で協議をされたのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

No.58 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.59 ○経済建設部長(鈴木重利君)

今回、おおむね完了を迎えます榎山地区を例に挙げますと、市街化区域に隣接し、市街化区域に編入できるような開発であります。

開発区域としてとらえて、点ではなく道路、構築物など、いわゆる全体のゾーンとして整備計画の手法で考えるものでございます。

そのような整備計画であれば、県としても検討の余地は十分あるというご意見をいただいております。

終わります。

No.60 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

川上 裕議員。

No.61 ○1番(川上 裕議員)

ありがとうございました。

それでは、1番の「成熟したとは」というのは、最後に市長のほうに一緒にまとめてさせていただきますので、防災体制のほうに入らせていただきます。

先ほど、初動対応についての非常配備体制で、12年の実施のことを報告されましたけれども、66人ということで、私の想像よりは早く集まっているのかなという感想を持ちました。

それで、市民生活部長としては、この内容はどれぐらいの位置づけで、感想はどうでしょうか。この集まりぐあいというのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

No.62 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.63 ○市民生活部長(神谷清貴君)

私も実はそのときに、ここにはせ参じた者でありますけれども、いつかかってくるかよくわからない携帯電話、エマコールといいますけれども、いつ来るのかな、いつ来るのかと非常に不安には思っておりました。

ただ3日間のうちのXデーがいつかわかれば、もう少し楽になるんでしょうけれども、災害はそういったことで、いつということはわかりません。

いつもいつも不安の中で職員は何といいますか、不安の中で日常暮らしている大変な仕事だなど、改めてそのときは思ったわけですが、今、担当の部長ともなりますと、今度は逆に、早く来いよ、早く来いよと、こういった立場になるわけであります。

当時のデータは、私としては適当なというか、適正な参集の時間帯であるなど、このように判断をいたしております。

終わります。

No.64 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

川上 裕議員。

No.65 ○1番(川上 裕議員)

ありがとうございました。

2番の、事務分掌の作業に取り組むのは、すぐやれるということですので、この件はそれで終わります。

③の、市外在住の職員は45%ぐらいで、市内の職員OBを緊急要員としてお願いするということは検討しておりませんとの回答で、もっともなことだと思います。

私の経験でも退職して、わざわざ嫌な上司だとか嫌な同僚を見に来る気にもなりませんけれども、それとはまた別な話として、会社に対しての私は愛着心は持っております。

豊明市の市民のためになることであれば、少しでも、一人でも、お二方でも、臨時の職員になっていてもいいよという方は、おみえになるだろうと思うので、一人でも、お二方でも、そういった市民を助けるための仕事をしていただけるような方を、ぜひお願いしたいと思います。

これはいろんな内容があるかと思いますが、それを一つ要望しておきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

No.66 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.67 ○市民生活部長(神谷清貴君)

ご要望ということであります。承っておきます。

ただ、職員のOBは、ここを退職しても、今の状況を見ますと、職業についている者、また地域組織で例えば区長やら町内会、自主防災組織、そういった部分で役員として役割を担っている者もおります。また、市民団体等で活躍しておられる方もおられます。

それぞれOBとなりましても、社会に貢献しておられる人たちが、今多数であると、こういった状況であることは私も承知をいたしております。

ご要望という中で、私は考えておりませんと申し上げましたけれども、考えてはおりませんが、ご意見があるということで、きょうは把握をさせていただきます。

ありがとうございました。

No.68 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

川上 裕議員。

No.69 ○1番(川上 裕議員)

ありがとうございます。

来年、定年退職される方から、ぜひお願いしたいと思います。

次の、自主防災会 121 の現状をお話ししていただきました。この件については、昨日ですか、一昨日でしたか、町内と市と自主防災会との関係と連携ということもありましたけれども、私も 18 年度ですが、区長のときに恥ずかしいことですが、豊明市で最後の自主防災会を吉池でつくりました。

その経緯もありまして、その後の経過を知りたいということで、この質問をさせてもらいましたけれども、現在のところ、おかげさまで吉池では 2 町内会で大変活発に活動していただきまして、先ほどの部長のお話にもありましたように、防災訓練とか消防署の方々を呼んだりして、いろんな訓練をしております。

特に、吉池団地では高齢者も増えてきて、維持が大変なんです。これはどこでも一緒だと思いますけれども、先ほど区で 11 件、41 町内ということをやられているところもあると聞きしましたけれども、そんな中で最近、15 人の若い人、引っ越してきた人だとか、そういった方で若い人も、その班員に入れる努力をしたとか、一軒一軒回ってお願いしたとか、非常時には、いざというときには、3 日間は自分たちの身の回りで食料ぐらひは何とかしようという運動を起こしていると、そういうようなこともしている町内、防災会もあるわけです。

そんなことですので、そういうところと市としてのかかわり方として、そういったところを PR していただくとか、ご指導をしていただくとかいうようなことで、かかわっていただければいいのかなと私はそう思います。

私の経験でも、仕組みや何やらをいろいろつくっても、結局はこれは非常時のときには余り役に立たない。そういうことで、一人ひとりの行動が非常に大事じゃないかなということを感じます。

それですので、まずは、いざというときには、他人ばかりに頼る、行政ばかりに頼るのではなく、自分たちで自分たちを守るということ、各自主防災会で育ててもらえるように、そんなご支援をいただければ、私としては大変いいかなと思っていますので、ぜひ、その点も要望としてお願いしておきます。

続きまして、石川市長の市政への取り組みについてということですが、市長のご決断というか、ご希望というか、方策というのを聞きまして、きょうは私も安心いたしました。ぜひ、その心強い意気込みでお願いしたいと思います。

総合的に今後描いていくと、それから着実に成長していくんだと、単なるベットタウンではないんだというようなご発言がありましたけれども、ぜひ、それを続けてやっていただきたいと思います。

その中で私は思うのですが、市長は多くの方の支援をいただいているわけです。しかし、違う意見の方も多いいということだけは、ちょっとお忘れにならないようにしていただきたい。

マニフェストも、本当に大事かと思いますが、市民全体の声をお聞きして、最大公約数的なコンセンサスを得て、そして諸施策を打っていただくことが、今の豊明市にとっては一番

大事なことではないですか。

余りにもマニフェストにこだわるという、まあこだわってみえるのかどうかはわかりません。結果的には、そう見えるのですけれども、どこかの国の、どこかの党と同じようなことになってもいけませんので、できるできないは、やはり事前にしていただきまして、とにかくそういう最大公約数的な施策を打っていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

No.70 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.71 ○市長(石川英明君)

今、ちょうど4カ月がたとうとしているわけです。まず、私はやはり公約を打ち立てたということで、その点については、これをきちっと守っていくというのが、今回の選挙に対する答えではないかなと。

しかし今、川上議員が言われたように、私としては皆さんからのご意見を、今後さらにお聞かせをいただきたいということがあります。

それで、今後さらに市民との対話を深めていきたいし、さらに、議員の皆さんからのご意見やご要望をいただく中で、そのことも受けとめができるところは十分に酌み取らせていただいて、進めてまいりたいというふうに思います。

もちろん最終的には今、減収というような部分があって、それから、この年度は特に厳しいんですが、やはり前市長が組んだ予算の中で、非常に私自身も動きがとれないというような部分があります。

しかし、皆さんの意見を聞きながら、今後2年、3年、4年の中で、できることから順番に進めていきたいというふうに思っていますので、ぜひ提言をいただければ、受けとめられるところはきちっと受けとめてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいし、市民の皆さんにもそうした声を届けていただければありがたいかなと思います。

以上であります。

No.72 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

川上 裕議員。

No.73 ○1番(川上 裕議員)

ありがとうございます。

ぜひ、そういうことで進めていただければと思います。

それでは最後に一言、細かいことで申しわけありませんが、豊明市政への取り組み姿勢ということで関係があるかと思えます。

先日の9月の広報で、放課後児童クラブの無料化を10月から実施するという記事が載っておりました。

一瞬、私もびっくりしまして、「9月議会で理解を得たら」と書いてはありますけれども、これは市長だよりだからと言われればそれまでですが、議会での予算の質疑も終わっていないのに、広報で発表されるというようなことは、私は新人の議員ですけれども、違和感を覚えます。

一瞬、そこで目がとまってしまいました。それについていかがお考えでしょうか、お聞きします。

No.74 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.75 ○市長(石川英明君)

このことは、まあどこから話をさせていただきますでしょうか。

まあ二元代表制ということを私は言わせていただきました。私は、もちろん議員の皆さんのご意見も聞くんですが、やはり二元代表制の基本的な部分は、まず市民の皆さんにご意見を伺うということであります。

それは、議員の皆さんも一緒であろうと思います。

それぞれが、市民のご意見をいただいて、この議会の中でご議論をさせていただいて、建設的なものをつくり上げていくというのが、二元代表制のあり方だろうというふうに思っています。

それで、私は65項目の公約というものがあります。そのことを政策に打ち上げてきたわけで、今までの広報というのは、なかなかこういう取り組みはされていなかったと思えます。

しかし、市長として政策の方向は、今後はこうしていきたいということも、今後は述べていきたいというふうに思っています。

そのことが、まあ皆さんの議論の中で得られれば、それはいいことであろうと思うんですが、得られないこともあるだろうと、そういう考えであります。

だから、私の政策の考えを示していくということ。結果だけではなくて方向性も、それで広くご意見も、またいただければ受けとめていくということも思っていますので、そうしたことで

広報にも載せさせていただいたということでもあります。

以上であります。

No.76 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

川上 裕議員。

No.77 ○1番(川上 裕議員)

市長の政策を市民一般に広く知っていただくということは、物すごく大事なことです。市民の声がまず第一ということは、それはまず第一で正しいんですが、私たちも市民を代表して出てきている議員なんですよ。

だから、私たちの声もちゃんと聞いていただいてからでないと、それはちょっとおかしいんじゃないかというところが根本にありますので、ぜひ、そこだけ気をつけていただくというのか、どうやっていいのか、ちょっとわかりませんが、お願いしたいと思います。

そこで今回、この広報を発行された責任者はどこの方かは、ちょっとわかりませんが、そこら辺のチェック機能はあるのかなのか、お聞きします。

No.78 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.79 ○行政経営部長(横山孝三君)

このたびの9月号の市長のコメントというのですか、このことにつきましては、出される前に我々も内部的にいろいろ協議をさせていただきまして、公選法とか、もし、そういうことに抵触するということがあってはなりませんので、その辺のチェックと、あと他市町の状況を確認させていただいたこと等々と、市長からのご指示もいただきましたので発行することになりました。

以上でございます。

No.80 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

川上 裕議員。

No.81 ○1番(川上 裕議員)

公選法とか、そういったことには差し支えないというようなご答弁です。

しかし、先ほど言いましたように、まず順序が逆じゃないかというところを、これからもちよっと考えていただきたいと思いますので、熟慮していただきたいと思います。

新米な議員が失礼なことを申しまして、大変申しわけありませんでしたけれども、ご丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございます。

これで、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.82 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、1番 川上 裕議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時48分休憩

午後1時再開

No.83 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 毛受明宏議員、登壇にてお願いいたします。

No.84 ○2番(毛受明宏議員)

議長のご指名を受けましたので、壇上での一般質問に入りたいと思います。

まずは、外を見てみましても、台風12号がゆっくり近づいているということが感じさせられます。

今回の台風12号は、ゆっくりしたスピードということで停滞が長く、また、風、雨による被害も予測されますので、市民の不安が長引くと思われれます。しっかり警戒していただくとともに、台風が無事に通り過ぎますよう心から願うものであります。

そして一般質問も、これで15番目ということになります。15番まで待つのに、かなりいろんな答弁が頭の中に入っておりますが、一回、ここでしっかりリセットをして、自分らしさを出す質問をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて1問目の、健康づくり応援クーポンについてをご質問させていただきます。

2008年4月より始まった特定健診は、各自治体が受診率向上を目指して努力しております。

それは当市においても同様で、受診率向上の努力が必要になってきております。

そこで以下、ご質問をいたします。

まず1つ目に、現在の当市の特定健診受診率をお聞きいたします。

そして2つ目、これはやはり特定健診の受診率をアップするために、いろんな各地で工夫をなされている事例の一つであります。南九州市では、特定健診受診者に対して健康づくり応援クーポン券を発行して、受診率向上の努力をなされております。

また、この件は聞いてみたところ、まだ始まったばかりで、成果はこの3月末ということでお聞きをしておりますので、また、その点でも私なりに聞いてみたいと思います。

そして、当市でも現在、商工会が行う「ガンバルぼっくす」を持ち備えております。

また、「お出かけナイト」等、いろんな工夫をなされております。

そのような事業との組み合わせ、コラボレーションで、豊明市でも健康づくりの応援クーポン券の発行をして受診率向上への取り組みと、また、ここは私がいつも言っている点であります。商工の活性化に努めてみてはいかがでしょうかという質問でございます。

続きまして2つ目の、各学校に適した避難訓練のあり方ということなんですが、この2問目、3問目は防災にかかわる質問でございます。

東日本大震災発生から6カ月余りの時が経過し、被災地の情報は多少なりとも私どもへ入ってきております。

それは津波被害による沿岸部での被害情報が主であります。津波被害のなかった陸地ですね、町なか、山側の被害の情報も入ってきております。

各学校に今回は限定させていただきますが、豊明市内でも各学校において及ぼすであろう被害想定も違う形があると思われれます。

そこで以下、ご質問をいたします。

まず1つ目が、小中学校の避難訓練は現在、私は中央小学校に確認したんですが、年に3回程度とお聞きしております。

その訓練は何を想定して、市のほうはテーマを持って行われているのかということで、多分、これは中央小学校独自のものではなくて、今は市が統一した形で行われていると思いますが、どのような想定で行われているかということをお聞きいたします。

そして、中でも地震想定訓練は、この東日本大震災を見ましても、やはり大切な訓練の一つだと思います。

その想定震度ですね、その辺をどのようにとらえて行われているのか、お聞きいたします。

そして3番目、各学校別に被害想定はさまざまですが、その想定を見込んで訓練しているのでしょうかということなんですが、これはやはり、市内の学校、近隣の状況はすべて異なると思いますので、その辺を見込んでいくかということでご質問をさせていただきます。

続きまして3問目の、緊急時の自家発電装置についてということでご質問をさせていただきます。

先ほどの東日本大震災を見ましても、発生時、発生後から停電が始まり、対策本部などが設置される市の庁舎とか、主な重要箇所というのですか、その辺の自家発電装置の状

況ですが、市役所には対策本部が設置されるのでありましようし、ほかの重要な施設ですね、その辺の自家発電装置のことについてご質問をさせていただきます。

まず1つ目は、今も看板が立っていて、自家発電装置の改修、改良ですか、なされていると思いますが、本庁舎の自家発電装置の容量と稼働時間、その辺をお聞きしたいと思います。

そして2つ目に、各避難所の備蓄倉庫に配置してある発電機等の容量ですね、これは多分、市内統一のものが置いてあるのではないかなという想定で質問をさせていただきます。

そして、その他、重要とされる機関や場所の自家発電装置が確認できているのであれば、お答えをいただきたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

No.85 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.86 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、健康づくり応援クーポンにつきましてご答弁を申し上げます。

まず、当市における特定健診の受診率であります、平成22年度実績で42.9%であります。

続きまして、健康づくり応援クーポンの発行につきまして、お答えをいたします。

現在、特定健診につきましては、受診率向上のため、未受診者に対し再度通知文を送付し、勧奨をいたしておりますが、受診率はさほど伸びていないのが現状でございます。

南九州市のクーポンにつきましては、ホームページ等で確認をさせていただきました。

市といたしましては、印刷代のみで受診率が上がり、かつ、商業の活性化も同時に図れるのであれば、商工会や医師会に対し協力を要請しまして、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.87 ○議長(平野敬祐議員)

加藤教育部長。

No.88 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、2番目の質問でございます学校に適した避難訓練のあり方について、教育部

よりお答えをさせていただきます。

まず初めに、小中学校の避難訓練は、その訓練は何を想定して行われているかと、こういったご質問でございます。

訓練につきましては、主に、地震、火災を想定して実施をしております。

第1次避難時は、放送や教師の指示が聞こえるように静かにする。地震であれば机の下に潜るなど、落下物から頭を守る。火災であれば煙を吸い込まないようにする。

第2次避難時は、避難経路の確認と、安全にできるだけ早く避難場所に移動をするというような集団行動を確認しております。

小学校では、保護者への児童引き渡し訓練も実施をしております。

次に、2番目でございます。

中でも、地震想定訓練の、この想定震度の見込みはどのようにとらえているかと、こういったご質問でございますけれども、想定震度につきましては、阪神・淡路大震災以後、震度6強以上を想定して実施をしております。

具体的には、ガラスが割れて飛散する。天井から物が落ちてくる。それから、避難経路が通れないなどの危険性を想定し、実施をしております。

次に、3番目でございます。

各学校別に被害想定はさまざまだが、その想定を見込んで訓練をしているかと、こういった内容でございますけれども、学校の地理的条件や校舎配置によって、避難場所の設定とか、それから避難場所への移動経路などはいろいろ考えられております。

現在、土砂災害や津波の被害を、学校別に特別に想定した訓練は実施をされていませんが、実際に予測できない事態になる可能性もあるという見識を持った上で、パニック行動を起こさないで、放送や指示に従って行動することを基本に指導をしております。

東日本大震災の教訓をもとに、避難訓練の見直しは大切であるということであり、必要であると考えております。

以上でございます。

No.89 ○議長(平野敬祐議員)

神谷市民生活部長。

No.90 ○市民生活部長(神谷清貴君)

それでは、毛受議員の3番目、緊急時の自家発電装置について、市民生活部よりご答弁を申し上げます。

まず1点目の、対策本部が設置されるであろう本庁舎の自家用発電装置の容量と稼働時間はとのご質問でございますけれども、現在、市役所本庁舎には151キロワット、そして、東館には310キロワットの2基の自家用発電機を備えております。いわゆる非常用の

発電装置でございます。

それぞれ電源が遮断された際に、瞬時に蓄電池により停電時に必要な場所に電源が供給され、40秒以内にエンジン発電機が起動し、電源が供給される仕組みとなっております。

運転時間につきましては、時間当たり燃料消費量、そしてタンクの容量から、最大負荷において連続12時間程度の運転が可能です。

電源の供給については、東館においては、災害対策本部の機能や電話、各種データ用のサーバー機を稼働させるために必要な電源を供給します。

本館のほうにおいては、最低限の窓口業務が可能な機器を動作させる電力を供給できる容量を確保いたしております。

次に2点目の、各避難所の備蓄倉庫内に配置してあります発電機の容量はとのご質問でございますけれども、有事の際に避難所となります12の小中学校の防災倉庫には、それぞれ2～4台の発電機が配備してございまして、合計で36台でございます。

それぞれ4.5キロワットの発電機でございまして、約6.8時間の連続運転が可能です。

次に3点目の、その他、重要とされる機関や場所の状況はとのご質問でございますけれども、非常用発電装置が設置された公共施設は、本市では5施設ございます。

消防署においては、100キロワット、標準負荷で連続47時間。

消防署南部出張所においては、20キロワット、最大負荷で連続2.8時間。

福祉体育館におきましては、115キロワット、最大負荷で連続2.9時間。

文化会館にあつては、250キロワット、最大負荷で連続2.8時間。

保健センターにあつては、40キロワット、最大負荷で連続3.6時間。

なお、それぞれの運転時間は、時間当たりの燃料消費量と燃料タンクの容量から、運転可能時間を計算していることを申し添えておきます。

以上で答弁を終わります。

No.91 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.92 ○2番(毛受明宏議員)

一通りの答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず1点目の、健康づくり応援クーポンのほうから再質問に入りたいと思います。

先ほど、受診率のご答弁はいただきましたが、参考までに対象者数と受診者数、これの

数字が出ていましたら、お答えを願いたいと思います。

No.93 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.94 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

国が示しております目標受診率は65%でございます。

そして、その対象人数は8,840人であります。

終わります。

No.95 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.96 ○2番(毛受明宏議員)

ありがとうございます。

また、この件というのは、どちらかというと、これは健康福祉部だけとか、例えば経済建設部に所管する商工会だけでは済まなくて、これは医師会との連携というの、かなり必要になってくると思いますが、その辺の協力体制というのですか、この辺でどのように協力していくかということ、ひょっとしたら、もうお持ちかもしれませんが、今までの流れですよね。その辺のご答弁ができるようでしたら、お願いします。

No.97 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.98 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

医師会とは、保健センターが中心となって、常に協議をさせていただいておまして、それから、いろいろな医師会の会合ですね、理事会とか、支部会といったところに、私どもも次長が出かけまして、いろんなお願いとか協議をさせていただいております。

まあ保健センターを中心に、いろんな事業への協力をお願いをして、具体的に進めさせていただいております。

終わります。

No.99 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.100 ○2番(毛受明宏議員)

これも、やはり私の感覚では、一般質問はきょうで議員になってから18回目だと思うんです。

その中で半分以上が、まあ保健には余りかかわっていないんですが、商工にはかかわり合いを持った質問をさせていただいております。

それはなぜかという、やはり市内の活性化、これを求めているわけでございます。

まずは、人が来てくれないといけない。きっかけづくりということで、今まで質問させていただきました。

やはり、このクーポンでも、先ほど印刷代だけというお話だったんですが、この印刷代だけでも自助努力がずっとうたわれた形で、私も南九州市のクーポンを見させていただきました。

自助努力、やはり市役所が後押しをするような自助努力、こういうものが絶対必要だと思います。

ちょっと矛先を変えてもよろしいでしょうか。

経済建設部長、ガンバルぼっくす、お出かけナイトで、お出かけナイトは皆さん見ておられます。ガンバルぼっくすのほうが、ちょっと手薄じゃないかなと思われまして、3月ですか、G-Iグランプリということで、なるべくこれに注目してもらいたいということで、商工会の青年部でしたか、主催でやったのは青年部ですが、その辺について今回、健康福祉部にはお願いしているんですけれども、この辺にももう少し取り組んでいただけないでしょうか、お願いします。

No.101 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.102 ○経済建設部長(鈴木重利君)

研究してまいります。

よろしく申し上げます。

No.103 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.104 ○2番(毛受明宏議員)

すみません、突然の質問だったので、びっくりしたかもしれませんが、やはりこのクーポンは今、正直言って、私も半分商工会に叱られるところもあります。やれやれやれで、おまえは何をやるんだと言われるんですが、やはり下支えをしたいという気持ちは十分持っております。

なので、こういう一つひとつが多分、商工会の活性化というのですか、会員の増強という面でも、やはり今は衰退しきっているところがありますので、この辺をしっかりと一度見直して、取り組んでいかなければいけないのじゃないかなと思っております。

印刷代だけとおっしゃられました。印刷代だけで、後は企業の努力ということで、できることなら何とかこれを取り上げていってほしいなということと、まだまだ、こういう施策というのはあると思いますので、今後も何かちょっとでもいいんですよ、豊明市の場合、本当に停滞してしまっているなと私は感じていますので、考えを出していただいて、取り組んでいただきたいなと思っております。

この質問は何かよろしくお願いいたしたいと思ひまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、各学校に適した避難訓練のあり方ということで、これはなぜこういう質問をするかという、ちょっと市長も耳の痛いところかもしれないですけども、市長のマニフェストには災害用備蓄の拡充や避難所の対策、住宅の耐震改修補助拡大等ぐらいいし、防災は載っていないというのを確認しました。

こんなに東海、東南海地震がいつ起こるかわからないということで控えているのに、その辺の中身がないということで、私もこの辺は得意なところなので調べてみました。

そして実のところ、先月ですね、本当は行ければよかったなと思ったんですけども、私も仙台入りするつもりでありましたが、きょうのように台風で足どめを食いまして、残念ながら伺うことはできませんでした。

そのときに、これもまた商工会の関連なんですけれども、前宮城県連会長が避難所のお世話をしているということで、その辺を見させていただける。本当はボランティアで入って、何かやってあげたいという気持ちは重々あります。

しかしながら、2泊3日でも入っても、何をすることも多分私はできないと思いますので、このとき頭をしっかりと下げて、見させてくれという観点でお願いしましたが、残念ながら行くことができませんでした。

しかし、これもいいタイミングだなと思ったんですが、その前の県連の会長さんが8月18

日に名古屋に入られました。そのときに、いろいろお話を伺った内容で、今回はこの防災2点を質問させていただきわけなんです。地震という想定、これは宮城県というのは、どういふ想定で避難訓練をやっているかという、これは調べたところ、また彼の言葉からも出たんですが、宮城県というのは30年に一度の大地震を想定しているんですよ。

調べてみたところ、この3月11日以前の地震というのは、1978年6月12日にマグニチュード7.4が起きています。その前になると1936年11月3日に、これも7.4が起きている。こんな感じで30年ピッチであるということで意識は高い。私らも東海地震を控えてはいるんですけども、かなり高いと思います。

今回、お話を聞いた仲間でも、やはり小学校のころに、この7.4の地震を経験してまして、そのときは津波はなかったです。しかしながら、ブロック塀に倒された仲間の手を引っ張ったら、もう息をしていなかったということだったんですが、そういう経験をされているということは、確かにあってはいけないことですが、今回の地震に対しても、かなり心強いんじゃないかなと思っています。

そして、活動的にはかなり活発に支援をなされているということで、ご確認をさせていただいております。

そして、この愛知県に関しても、明日起きてもおかしくないとか、ホームページではこういう表現が出ております。

しかしながら、市長さんもマニフェストに、何でこれをうたわなかったのかなというぐらい、意識が少ないんじゃないかなと私は思っています。

なので、この辺をちょっと詰めて質問したいと思いますけれども、実は、小学校の関係で、先ほど言ったように小さいころからそういう経験があって、小さいころからこういう避難訓練、中でもちょっとびっくりしたのが、抜き打ちで、たまに避難訓練をやるという学校もあるらしいです。これは沿岸部ですけどもね。

しかし、豊明市に限っては、なかなかそれは難しいんじゃないかなと思います。

そこでやはり、この3番目のほうなんです。被害想定ということで考えますと、例えばいろんな12の小中学校がある中で、私はこことここかなと思うんですけども、三崎小学校、あと沓掛中学校で、これはなぜかという、三崎小学校というのは上に池がありますよね。それに対するの対策を見込んで避難訓練をしているのか。

また沓掛中学校、これは地震ではないかもしれないんですけども、豪雨のときに一度つかった経験がある学校であります。

この辺を交えてちゃんとやっているかどうかというのを、ご確認したかったんですが、お答え願えるでしょうか。

No.105 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.106 ○教育部長(加藤 誠君)

議員がおっしゃるとおり、私たちも想定をいたしますと、三崎小学校の元の土地は、池を要するに埋め立てをいたしまして、そこに小学校を建てたと、こういった関係で下池と上池があって、今現在は上池が残っていると、こういった状態でございます。

これにつきましては、避難路を確保する上においては、左右というよりも南側の住宅地に、要するに避難路を求めてみえると、こういったような想定の中での訓練が実施をされていると、このように聞いております。

また今、議員がおっしゃいました沓掛中学校につきましては、確かに一度、水につかったという背景の中では、学校の開校時において、そういったものがあれば当然、素早い避難というものが出てくる可能性がございますけれども、それ以外についても、生徒たちには日ごろから、そういったつかったという認識のもとで、そこに学校がある内容の中で、要するに認識をさせて訓練を実施していると、こういった内容でございます。

議員、そのほかに、ただ教育委員会として心配をしますのは、沓掛小学校の裏側に神社がございます。これに対する地震での土砂崩れというのも十分考えられる内容ではないかなと、こういったふうにも思っておりますので、これに対するまた避難の経路、あるいは要するに避難路の確保についても、十分学校側と検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

No.107 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.108 ○2番(毛受明宏議員)

ありがとうございます。

やはり、何が起きるかわからないというところではありますが、そういう確認というんですか、学校の避難訓練にも取り込んでいくという形というのは必要でありまして、各校がばらばらでも私はいいと思います。

テーマを持って、この地域にはこういうことがあるということでやっていただいたほうが、逆にいいのではないかなと思いますので、そういう危険箇所を周知しながら、また教えていくという形をとっていただきたいと思います。

そこで、被害に対する周知の観点で、これは次の中でも少しお話をいたしますけれども、先日、東郷町が新聞の報道で今、緊急地震速報ということを実施しているとお聞きをしましたけれども、豊明市の場合というのは、どのようにこの辺を考えておられるのか、お聞き

をいたします。

やはり、情報というのは一番大切なところだと思いますので、よろしくお願いします。

No.109 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.110 ○教育部長(加藤 誠君)

先日の新聞で報道をいただいた内容の中では、東郷町は今年から緊急地震速報を受信して、小中学校に配信をしたと、こういった実例をいただきましたけれども、豊明市の小中学校につきましては昨年 22 年度に、中部ケーブルネットワークを介しまして、全小中学校にこの緊急地震速報を設置をしております。

これにつきましては、当然ご存じのとおりでございますけれども、このケーブルネットワークを経由いたしまして、受信末端から拡張ユニットに入りまして、それから自動放送機のプログラムチャイムに入りまして、校内放送が自動的に要するに入ると、こういった内容でございます。

そこで、放送中ございまして、緊急放送が優先すると、こういった内容で契約をして、いち早く情報をキャッチして、子どもたち、児童生徒に連絡をすると、こういった内容で実施をしておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

No.111 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.112 ○2番(毛受明宏議員)

その辺の徹底もしていただきたい。

やはり、この地震の際というのは、情報源というのが一番大変であるみたいでありまして、お話しした際のことなんですが、これは忘れもしません。私も3月 11 日に建設消防委員会の委員長席で揺れを感じた立場であります。

あのとき、たしか暫時、休憩をとりまして、情報はどうだということで、当時、市民生活部長は消防長でありましたが、情報を教えてもらいました。

しかし、こんなこともあって当然かなということが一つあるんですよ。

やはり、電気が停電をしてしましまして通電がなく、最近の人間というのは画面で見ない

と信用しないというところがあるみたいで、津波が起きたことすら、私たちのほうが早く情報を得ていたということでもあります。

なぜかという、何も見てない。ただ、質問でもありましたけれども、拡声器で津波が来ますとか、そういう話で、うそだろう、うそだろうということで、なかなか信用せずにのまれてしまった方がいるということで、最近の現代的な人間に皆さんはなってしまったのかなと、視覚でとらえないと信用ができない。

何が起こったんだろうと、地震が起こったのは確かだと思います。何が起こったかわからないぐらい揺れたと言いますから。

だけど、そんなことがあります。なので、こういう情報というのは、この伝達訓練みたいなものも、しっかりしていただきたいと思います。

そして教育長、すみません、いいですか。

実は、これは通告してから私も情報を得まして、こんな方がおられます。実は、群馬大学の教授で片田教授という方がおられます。この方は、釜石市に地震の教育のボランティアで入っておられたそうでございます。

そして、子どもたちに教え込んだ内容というのは、要点が3つありまして、1つ目は、想定を信じるな。2つ目は、その状況下で最善の避難行動をとること。3つ目は、率先避難者たれ。人のことはほうっておいても、まず自分の命を全力で守ることということを教え込んで、実は、釜石市の小中学校では全員無事だったということでもあります。

このような内容、こういう教育というのですか、このことを今、お知らせしましたが、知っていると思いますけれども、どう思いますか。

まあ地震が来るよ、来るよと、余りおどかしてばかりはおれないですけれども、ひょっとしたら明日かもしれない。絶対必要なことだと思いますけれども、教育長から、そのご感想をちょっと、こういう3つをつかったということでお聞きしたいんですが。

No.113 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.114 ○教育長(後藤 学君)

昨日ですね、杉浦議員のご質問のときにもちょっとお答えをいたしましたけれども、まさに、それと相通じるようなところがあるかなと思いますけれども、マニュアルをつくって、マニュアルを守るだけの訓練をしてはいけなと。その判断力ですね、そういったものをきちんとつけていくという意味で、この群馬大学の片田先生ですか、私は初めてお聞きしましたけれども、大変重要なことだろうと思っております。

ただ、豊明市の場合は、そこがちょっと甘いかもしれませんけれども、かなり想定できるのではないかなというふうに思っておりますので、判断力ももちろんつけていきますけれど

も、まずは基本的なことを訓練で体で覚えさせるというところのほうに、どちらかといえば重点を置きながら判断力をつけると、そういうことにも今後、力を入れていきたいというふうに思います。

No.115 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.116 ○2番(毛受明宏議員)

ありがとうございます。

突然でしたので、また、これもびっくりしたと思いますけれども、実際、その中でも1つぐらいはできるかなと私が思うのは、ハザードマップというのは今、ただ市がつくっているだけであります。

私も平成16年の中央小学校のPTA会長のときに、防犯マップというのをつくらせていただきました。これは正直言って、父兄を中心にアンケートをとってつくったものであります。

しかし、これは子どもと一緒に確認しながらつくるといった工程が必要ではないのかなと。やはり、子どもでも知らなければいけない危険箇所というのはわかると、教えればわかると思いますので、そういうところにも取り組んでいっていただいて、学校の周囲だけでも、小学生ぐらいだと学校区から出るということはほとんどないと思いますので、教えていっていただくような訓練を、訓練というか取り組みですね、これも考えていっていただきたいなと思いますので、あわせてよろしく願いをいたします。

そして、最後の質問ですけれども、よろしいでしょうか。

緊急時の自家発電装置ということで、これも本当はそこで工事をやっていることは、私も確認しております。

しかし、この辺を再確認したいなと思ったところが、もう一つありまして、実は、東日本の地震の中でも、病院へ行く人にかかなり困難があったということで、電気が来てないから対応ができないんですよ。

発電機にしても、容量が限られているということで、しかし持っているところはあるということでもあります。

市内の医療施設、保健衛生大学はもちろん持っていると思いますが、この医療施設で確認しておかなければならないことではないかと私は思いますので、その辺はどうでしょうか。市民生活部長から健康福祉部長のほうになってしまいますか、これは。

すみません、よろしく願います。

No.117 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.118 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

医療機関におきます自家発電装置の保有状況でございますが、現在、保健センターでも、それから保健所でも、ちょっとそのデータは現在つかんでおりませんので、災害時におきます自家発電は大変重要なことだと考えておりますので、健康福祉部で市内の医療機関につきましては、また調査をさせていただきたいと思っております。

それからあと一点、先ほどまことに申しわけございませんでした。

特定健診の関係なんです、対象者の人数のご質問がございましたのですが、全対象者は一応国保加入者の40歳から74歳の方でございますので、全対象者でいきますと、現在1万2,499名でございますので、訂正をさせていただきます。すみませんでした。

No.119 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

No.120 ○2番(毛受明宏議員)

すみません、ありがとうございます。

また対象者数、この辺も確認させていただきましたし、正直言って、私もその対象者だと思っておりますので、受診には心がけていきたいなと思っておりますし、議員たるべき者は毎年健康診断は必要だろうと。引っかかるところはたくさんありますが、何とか自分と向き合ってしっかりやっていきたいと思っておりますので、その辺も健康福祉部からも促してほしいと思っております。

そして、本当はたくさんあるんですけども、東日本というのは津波が想定外のことであったということで、なかなか難しい。豊明市に当てはめるには難しいなと思っておりますので、質問ではないんですけども、逆に、消防長にちょっとお知らせしたいんですが、この事例は知っていると思っておりますけれども、消防団員は津波の発生を周知、啓発に回るということで出ておりましたが、消防署からの撤収の号令がなく、そのまま波にさらわれてしまったということも、現実にあったことであります。

なので、消防団はボランティアであります。やはり命まで落としてはならないことは、最低限守らなければいけないことだと思っておりますので、消防署のほうからも、この辺も徹底して欲しいなと思っております。

あと、時間いっぱいまでやろうと思ったんですけれども、最後の締めに入りたいと思います。

やはり、津波で一生懸命一生懸命皆さん逃げて、奥さんの手を引っ張って逃げていたら、逃げ着いたところに行ったら奥さんがいなかったとか、本当に悲惨な事例が起きた今回の地震であります。

しかしその中でも救援物資は、入札制度の関係でちょっと難しい関係になってしまうかもしれないですけれども、建設業との関係とか、いろいろな関係ですよ。そのところから見ますと、やはり皆さんからの救援物資というのを、かなりいろいろ努力をして集めている。

私がこの間、市長も行かれた中部水道企業団に、議員の視察で行った最中も、宮城県の被災者と電話でやりとりをしておりましたが、彼らはえらいなと思ったのが、「災害支援 net 宮城@311東北」ということで全国発信をしたら、救援物資がもう山のように届いたらいいんですよ。

だから人の心というのを、皆さんがやはりお持ちになっておられるというのは感じました。

そしてまた、この子たちがここまでやるという気持ちを駆り立てたお話が1つありまして、これは食料品というのは、今、「来る」とは言ったんですけれども、いろんな避難所では、3人に1人分がそのときの量だと聞いております。

しかし、この子たちのところへ行ったときに、ポテトチップス1袋を避難所の子どもに1つずつ渡したんですよ。1人に1つずつ。

そうしたら、その子どもたちが何て言ったと思いますか。私はこのときは涙が出ました。「おじさん、これを1人1つずつ食べていいの」と、そういう状況なんですよ。

なので、助け合いというのが一番大切になってくる被災地ということなのでありますので、しっかりこの辺を、市長のほうももう少し、防災のほうに力を入れていただいて頑張っていっていただきたいと思います。

そして、最後の一言になりますけれども、宮城県の方は、冒頭に言ったように30年に1回の大地震と見ておりますが、今回の講演の締めで多分、私たちに一番通じることだと思ったのが、「日本は地震列島であり、地震はどこであっても当たり前の教育を推進しなければならぬ」ということでおっしゃられました。まさに、そのとおりだなと思いました。

今回は、一般質問の中ではマニフェストの件が多かったですけれども、私なりに、ちょっと汗だらだらですけれども、情熱を持ってこの質問をさせていただきました。ご提案をさせていただきました。

大切なことであると思いますので、どうぞ、この辺をもう少し見ていただいて、やってほしいなと思います。

以上で一般質問を終わります。

No.121 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、2番 毛受明宏議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午後1時47分休憩

午後1時57分再開

No.122 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.123 ○14番(山盛左千江議員)

それでは、今回は3項目について質問をさせていただきます。

まず、事業評価制度の見直しについてお伺いいたします。

行政評価制度は段階的に導入が進められ、現在行われている評価制度は、第4次総合計画の開始に伴い実施されているものです。

運用マニュアルを見ますと、本当にやるべきは何かを常に明らかにし、どのようにやるべきかの更新を毎年かけていくと書かれております。

逃れようのない財源不足の中、不断なき事業の選択や優先順位の検証、行政の役割を再検討することは、必須の状況にあると考えております。

5年目の運用となりましたこの制度、職員の中から制度疲労の声が出始めているようです。毎年約 50 の施策と 400 を超える事務事業の評価を行っています。

平成 21 年度の評価結果を見ますと、いまだに 15%が未着手、70%強が上位目的である施策に貢献しており、継続のAがつけられ、縮小と事業の見直しが必要なCと、廃止のDを合わせても 1.4%に過ぎません。Aの中身を見ますと、70%が万年Aでした。

行政評価の作業事務量は過大で、評価に携わる職員も多数おります。行政評価にかかる人件費を考えますと、本当に意味のある作業になっているのか、疑問にさえ感じております。

前期、事業仕分けの実施を求める一般質問を仲間の議員が行った際、行政評価を行っていることが、事業仕分けに取り組まない理由と答弁をされました。

やりようによっては、行政評価は事業仕分けと同様の効果が期待できる部分もあります。しかし、今の評価の方法では、到底そこに行き着くことはできません。効果を上げるためには、評価制度の改善が必要となります。

そこで、4点お伺いいたします。

まず、1点目といたしまして、本市が行っている行政評価の目的は何でしょうか。

2点目、評価基準についてお伺いいたしますが、評価は4段階、A・継続、B・改善、C・縮小と見直し、D・廃止に分かれています。

それを決める判断基準は必要性、公共性、妥当性、効率性、有効性、市民満足度の6項目となっていますが、その判断結果が示されていません。

必要性と一言言っても、どういった視点で必要性を判断するのかによって、結果は大きく違ってまいります。そもそも、担当職員が不必要と判断できるのでしょうか。

有効性についても同じです。有効性の尺度を示しておかなければ、みんな合格点をつけてしまうのではないのでしょうか。これが万年Aの原因、行政評価が機能していない理由だと思います。

また、市の裁量の少ない事業も、市の単独事業も、同じ基準というのはどうでしょうか。扱いを変えてもよいと考えますが、ご所見をお聞かせください。

3点目、評価シートについて。

今申し上げました6項目の判断基準を、例えば3段階であらわしシートに記入させる。AからDの判断根拠を明確にしていきます。

また、事業に毎年、優先順位をつけている点は評価いたしますが、順位のつけ方が重要になってまいります。この基準も示されておりません。順位づけは事業カットの目安にもなります。市民への説明責任の点でも必要です。シートへの記入も含め、改善を求めています。

4点目、第三者評価について。

自分たちが長年続けてきた事業を、みずから切ることは、やっぱり難しいことです。ぬるま湯状態で甘い評価を続けていては、それ自体が無駄です。監査も外部、行政評価も事業仕分けも外部の目にさらすことで、マンネリに終止符が打てるのではないのでしょうか。第三者評価への取り組みを求めます。

質問の2項目目、自治体のコンプライアンスについてお伺いいたします。

裏金やプール金、贈収賄、官製談合など、自治体現場において違法な事務処理や、職員による悪質な行為が各地で発覚し、行政への不信は根深いものとなりました。

違法行為や不正は、食肉偽造事件、賞味期限切れの食材の使用、リコール隠しなど、民間においても発覚しております。

こうした行為の多くは、内部の職員あるいは関係者による通報が発覚の発端になることが多いのですが、その後、通報者が厳しい状況に置かれることから、通報者を保護する仕組みが必要となり、法令遵守を支える諸制度が整えられているところです。

2001年度に、近江八幡市で条例の名前に初めて「コンプライアンス」という用語が使われました。

2003年の千代田区の公益通報条例は、先進事例として今も注目されております。

2004年に、公益通報者保護法が制定された後、全国的に条例の制定が進められているところです。

中でも、大阪市の「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」は、完成度が高く、評価を受けているようです。

本市には、「職員等の公益通報に関する要綱」、「外部公益通報に関する要綱」、「不当要求行為等対策要綱」、「職員倫理規程」と、職員の不当・不正行為を抑制するため、また、職員の公正な公務の執行を確保するための規定は備えているものの、条例ではないため、強制力、拘束力は一段落ちてしまいます。

違法性、または不当な行為があった場合に、これを最も適切に把握できるのは、やはり仲間、内部にいる職員です。

しかし、多くの人は身近なところで不正を発見しても、見て見ぬふりをしたり、これまでずっと続けてきたことだからと、自分を納得させてしまったり、あるいは、大切なことや重大なことを組織として明るみには出せないという戸惑いもあるものです。

この9月から一般競争入札の対象工事が拡大され、また、予定価格の事前公表も廃止となりました。競争性が高まる中で、職員に対して関係者からの働きかけが懸念されます。

本市では、汚職、不祥事を繰り返してきた歴史があります。また、他者への正当な利益を守るためにも不当要求行為は、何としても排除しなければなりません。

公益通報をしやすくし、自浄作用により市政の透明性を高め、適法かつ公正を保つための取り組みを前進されるコンプライアンス条例の制定を求めます。

質問の3項目目、「事業仕分け」の実施についてお伺いいたします。

既に、数人の議員から、この事業仕分けについては質問がありましたので、内容を少々変えて進めてまいりますので、お願いいたします。

市長マニフェストの一つでありました事業仕分けは、6月に補正予算として提出されましたが、総務委員会で議員から減額の修正案が提出され、賛成多数で可決されました。

修正の趣旨は、事業仕分けを外部の専門家ではなく、市の附属機関である行政改革推進委員会にやってもらいなさいというもので、予算額 332 万円のうち、委託費がごっそり削られ、97 万円に減額されました。

総務委員会では、事業仕分けの専門集団である「構想日本」への委託に批判が向けられ、外部ではなく、市民が仕分けをすべきとなったわけですが、今議会の質問を聞いていると、いつの間にか、ただ安くあげろという主張にすりかわってきているように思えます。

私が思うその理由は、先日の議員の答弁にもありましたけれども、行革委員に事業仕分けを引き受けていただけなかったから、自分が出した修正案どおりに執行されなくなったからでしょうか。

今さらですが、委員さんへの事前の打診も確認もせずに、修正案を出すこと自体、慎重さに欠けるといえるか、無責任というか、この状態をつくったことを棚に上げ、市長を批判されたというのは、少々勝手がいいなというふうに私は感じておりますが、皆さんはいかがでしょう。

質問に戻りますが、三浦議員の質問に、「行革委員さんから仕分けを断られ、第三者への委託もできなくなったので、事業仕分けは実施できない」と答弁されました。

修正された97万円の内訳は、印刷製本や通信運搬費が約70万円で、仕分け人の報酬は21万円です。印刷代や通信費を外部仕分け人の委託費に回すことはできないということですね、確認させてください。

この修正案で実施が不可能になったわけですが、事業仕分けは断念しないということであるならば、なぜ、この9月議会に再度補正予算を計上しなかったのでしょうか、お伺いいたします。

他市町の事業仕分けの傍聴に行かれたと聞きました。仕分け人はどのような方だったのでしょうか。職種、また委託の状況はどういうふうだったですか。仕分けの様子についても、感想も含めお聞かせいただきたいと思います。

同じ効果なら安価なほうがいいに決まっています。しかし、「安くても、効果が見えなければ意味はない」との答弁もあり、それもまたもつともであります。

市の考えるその効果とは何でしょうか。今後、事業仕分けの実施に当たり、当初の補正案と比べ変更点はありますか。お答えください。

以上、壇上での質問を終わります。

No.124 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.125 ○行政経営部長(横山孝三君)

それでは、ご質問の3項目につきまして、行政経営部からご答弁申し上げます。

まず、質問の1点目でございます行政評価の見直しについてであります。

現在、実施されている行政評価制度は、平成18年度から始まっており、第4次総合計画の開始に伴い改正されたもので、「現場主体」の品質改善と、「市民起点」の情報発信を基本理念としております。

この制度は、予算削減のツールではなく、本来の仕事のあり方を考えるツールであり、実施計画や予算編成を行う際に、行政評価の分析結果を査定の責任において判断材料とすることで、その結果を反映していくものでございます。

そして1点目の、行政評価の目的についてであります。

行政評価は、日々の業務の質を具体的に改善し続けること、及びその過程を客観情報とともに、責任を持って市民に説明することを目的とするものでございます。

次に2点目の、評価基準の見直しについてであります。

行政評価において、施策及び事務事業はそれぞれ総合計画に連動するものであり、評価を通して計画の進行管理を行う側面を持つことから、その性質上、10年間という一定の期間について統一性を維持していくことが必要であると考えられます。

ただし、制度を進めていく上で、例えば2つの事業を1つの事業として管理したほうが効率的な場合などについては、必要に応じて、適宜、評価票を統廃合することにより、改善をしてきております。

次に3点目の、評価シートの改善についてであります。

これまで5年間の実施における経験から、評価票作成への負担軽減や見やすさなどに配慮するため、欄を統廃合するなどの評価票の小規模な改善を実施してまいりました。

次に4点目の、第三者評価の取り組みについてであります。

外部評価については、膨大な事務事業を外部委員に全部ご理解していただくのは難しいこと、そして、受益者としての立場とそうでない立場とでは、評価が変わってしまいがちであるなどのことから、行わないこととしておりました。

しかしながら、外部評価への関心が高まりつつあることも事実でありますので、今後、評価への負担や客観性の担保などについて調査研究を進めてまいります。

次に、ご質問の2項目目、自治体のコンプライアンスについてであります。

「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の制定を求めるということですが、自治体におけるコンプライアンスに関する規定は、名称もさまざまですが、法規の種類においても条例、規則あるいは要綱と、各種あります。

どのような形態で制定するかは、各自治体の既存の同種規定の有無や制定の経緯などによっても左右されるものと考えます。

議員のご質問にありますように、幾つかの市が職員等の公正な職務の確保に関する条例を制定しておりますが、本市では各要綱が既にあります。そういった条例に規定されている項目は網羅されております。

条例に限らず、これらの規定の根拠は、最終的には関係法令に依拠するものであるため、実質的な法的効力は要綱でもかわりはないと認識しておりますが、同時に時代に即した対応や改善も必要であると認識しております。

差し当たって必要があれば、関係する要綱を改正することにより対応したいと考えておりますが、議員のご提案の条例化についても、そのメリットを始め、処理体制などについて、あわせて検討してまいりたいと思っております。

次に、ご質問の3項目目、「事業仕分け」の実施についてであります。

1点目の、行政改革委員の返答についてでございます。

7月に開催されました行政改革推進委員会において、委員の皆様には仕分け人の依頼をいたしましたところ、「無理」との発言をされる方が多数でありました。

理由といたしまして、自分たちの仕分け内容では、市民の方の納得を得られない。利害関係者からの批判に耐えられない。それから、外部で行うのが適当などが挙げられました。

発言のなかった委員の方についても同様であり、委員会全体においてお断りの返答がありました。

その後の進捗状況と今後の事業仕分けの実施についてであります。

前述しましたとおり、行政改革推進委員の皆様には、仕分け人の依頼を辞退されましたので、実施は困難な状態でございます。

当局といたしましては、外部の人材である仕分け人で実施することを理想としておりますが、6月補正予算においては委託料が認められていないため、外部に要請することができない状態でございます。

また、議会で修正していただいた予算に対しまして、委託料に流用することも、事実上考えられません。

今後においては、将来の実施に向けて準備すべく、近隣自治体を始めとした調査研究や情報収集などに努めていく予定でございます。

なお、今年度については、高浜市、西尾市、安城市の事業仕分けを視察したところでございます。

以上で答弁を終わります。

No.126 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.127 ○14番(山盛左千江議員)

事業仕分けについてですが、壇上で質問させていただいたことについて、十分な答弁がいただけていない気がいたします。

まず、やんわりと答えられたのかなとは思いますが、97万円の内訳の印刷費や通信費を委託に回すことは、もうできないと。考えられないというのと、できないというのは、また別の問題なんですけど、無理ということで理解してよろしいのか、もう一度、しっかり答弁をいただきたいと思います。

それから、9月議会に再度補正を出さなかったのはどうしてですかと。無理というのであれば、やれるようにして出せばいいと思うんですけど、それをされなかった理由。

それから今、3カ所の事業仕分けを傍聴に行かれたということでしたけれども、その違いというか、特徴というか、そういった感想も含めてご答弁をお願いしたつもりですので、よろしく願いいたします。

No.128 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.129 ○行政経営部長(横山孝三君)

1点目の予算の関係でございますが、委託料に回すということとはできないというふうを考えております。

それから、2点目でございます。

9月議会の補正予算の件でございますが、平成24年度の当初予算に9月議会では間に合わないと判断したものでございます。

それから、3点目でございます。各市の状況ということでございます。

感想も含めてということなんですが、まずは高浜市でございます。

高浜市では、事業主体は高浜市ですが、協力されたのは構想日本でございます。コーディネーター1人、仕分け人7人ということでございます。

そのうち、構想日本からの派遣が3人です。後は、高浜市の補助金等の評価委員会の委員さん等が入っております。

それから、感想ということでございますが、たくさんの資料をつくられたということで、職員は特に大変だったかなということと、それから、厳しい指摘をされたなという感想を持っております。

それから、西尾市でございます。

西尾市につきましては、平野副市長と一緒に伺ったわけでございますが、要員は、要員というのか仕分け人のほうは、滋賀大学の教授と、それから滋賀大学の事業仕分けの研究会のメンバーさんに頼まれたということでございます。

それからまた、市民の仕分け人として行政評価の委員さん、後は市民判定人という構成でございました。

感想といたしましては、失礼ですけれども、もう一つ突っ込み不足であったかなという感じがしております。

それから、安城市さんでございますが、ここも構想日本でございます。

コーディネーター1人、仕分け人5人ということですが、そのうちの3人が構想日本からです。内閣府の参事官さんとか、浜松市の行政課の方とかが来られております。

感想といたしましては、質問が大変厳しく、職員はたじたじだったという感じがしております。

それから昨年度ですけれども、常滑市さんに伺っております。

常滑市では、事業主体というのですか、開催されましたのが、行革の推進委員会が事業仕分けを行っておられました。

その行革の推進委員会のメンバーの中に、名城大学の昇教授とか、前内閣府の参事官補佐の重徳さんとかがおられました。

ですが、感想といたしましては、これも失礼かもわかりませんが、若干の迫力不足

だというふうに感じておりました。

以上でございます。

No.130 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.131 ○14番(山盛左千江議員)

私も何箇所か傍聴に行きましたので、まあ今、答弁された感想と相当に近いものを私も感じておりました。

構想日本ありきではどうかという声も正直ありますし、そこに余りこだわる必要はないと思うんですけれども、やはり比較すると実力が違うんですよね。私はもう本当にそう感じました。

ただ、厳しく批判して質問をぶつけるだけではなくて、他市町のいろんな状況をたくさん見てきていらっしゃるものですから、提案もされるんですよね。

ここここは、こういうような事業では、こんな工夫がありましたよとか、こういうふうにする、もっとよくなりますよみたいな、そういった提案も含めて講評されるものですから、値段は値段だけのことはあるなど、正直、私はそんな感想を持ったところです。

それで今回、市の考える効果、安くても効果が見えなければ意味がないという答弁だったわけですが、市が考える効果とはどんなものなのか。

そして今回は、来年度予算に間に合わないの、9月には出さなかった。すなわち12月にも出さないということになると思うんですが、そうすると当初予算に出して、24年度当初予算に出していかれる予定なのか。そのときに、どんな事業仕分けをしようというふうに再度考えて提出されるのか、その点についての答弁をお願いいたします。

No.132 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.133 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず本市では、ただいまも行政改革の第2次アクションプランを実施するなど、行政全体で一丸となって厳しい財政状況に取り組んでおります。

これに加えて今回、事業仕分けを行うこととしたわけでございます。

この効果といたしましては、新たな財源を確保するだけではなくて、事業最適化のツール

といたしまして、効果的な事業のあり方を考えていくものにとらえております。

そしてまた結果的に、市民への情報公開や職員の意識改革につながっていくものだというふうを考えております。

それで、来年度の当初予算にお出しするのかということでございますが、その点につきましては、まだ正式には決定はしておりませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

No.134 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.135 ○14番(山盛左千江議員)

今回、この事業仕分けの一般質問と行政評価制度の質問を2つすることにしたのは理由がありまして、行政評価もうまくやると、事業仕分けのような効果が見られるのではないかと。

そういうふうにもっていけば、その可能性があるものですから、事業仕分けだけにこだわることなく、行政評価そのものも事業仕分けにつながるような、そうしたツールとして使っていけたらなというふうな思いがあって質問したわけですがけれども、本市の事業仕分けの目的は何ですかとお聞きしますと、品質管理的なことと改善というようなことでした。

マニュアルと見ますと、総合計画に上げられている事業の進行管理というようなことも書かれているわけです。

そうすると、品質の改善とか仕事のあり方を考えるツールと今言われたかと思えます。それから、予算削減のツールではないというふうにも今言われたかと思えます。

そうすると、行政評価の中で事業評価をセットでやるというのは相当困難だと。もともと、ねらいが違うんではないかというふうに思えてくるわけですがけれども、だからこそA判定が多くて、CとかDとかがほとんどないと、こういったことになっているんじゃないかと。

ここで質問するわけですがけれども、行政評価を事業仕分け的なそうした効果も、きちっと出るように中の評価基準を、まだ事業の選択の仕方もあろうかと思えますが、見直していくお考えは再度ありませんか、お聞きいたします。

No.136 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.137 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず、本市の行政評価制度でございますが、総合計画に基づく施策・事務事業の体系の中で行政評価を行うことで、現場の改善ツールとしてPDCAサイクルを機能させていくことを目指しております。

本当にやるべきは何かということ、まず明らかにしまして、それに対してどのようにやるべきか、また、その投資が適正かどうかということ判断することを、毎年やっていただいております。

それで、事業仕分けと同じような項目というのですか、目標に変えてはどうかというご質問でございますが、今のそういったことをやっていくことによって、ある程度の役割は果たせていけるのではないかと考えております。

以上で終わります。

No.138 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.139 ○14番(山盛左千江議員)

ごめんなさい、ある程度のことをやっていけばということが、さっぱりわからないんですが、今行っている行政評価の目的と、それから財源確保とか無駄排除のツールというのは、イコールではないんですね。

イコールではないものを、2つ一緒にやろうと思えば、相当中身を変えないことには、その機能を行政評価の中に組み込むことはできないと思うんですよ。

だから、「ある程度」とかと言わないで、「両方の目的が達成できるように中身を変えます」と、そう言ってくだされば、それで終わるんですけども、変えるのか変えないのか、お願いします。

No.140 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.141 ○行政経営部長(横山孝三君)

どちらかという問いに対しましては、当面は現状のままでやっていきたいと考えておりません。

以上でございます。

No.142 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.143 ○14番(山盛左千江議員)

現状というのは、今の総合計画が終わる27年までということなんでしょうか。それとも、今すぐには無理だということなのか、どちらですか。

No.144 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
横山行政経営部長。

No.145 ○行政経営部長(横山孝三君)

先ほども申し上げましたけれども、行政評価に対する外部の評価ですね、そういうことなども勘案しまして、事業の継続性からいえば、現総合計画が終わる平成27年度まで、現状の進行管理をやっていくというのが正しいんではいでしょうけれども、今、議員のご指摘にもございますように、そこら辺のところはいろいろ考えて、改善するべきところは改善していきたいと考えております。
以上でございます。

No.146 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.147 ○14番(山盛左千江議員)

行政評価には、結構項目が多いですし、職員も時間をとられていると思うんですよ。
それで、行政評価だけではなくて、総合計画の下にある個別計画の進行管理も、市の附属機関が何々策定委員会とか何々審議会とかいっぱいあって、そこでまた、その計画の実績報告をして、進捗状況を報告して、このまま進めるのかどうなのかというご意見をいただいたりしていますよね。
行政改革も同じく、行政改革に上げられた事業の進行管理を、ご意見を伺っていますよね。

だから、行政評価と行政改革と個別事業といっぱいあるんです。そういう似たようなことを、若干それはレベルに差はあると思いますよ、ありますけれども、似たようなことをいろんなところでやっている。

そこもまず一つ、時間的に非常に皆さんの手を煩わせている部分じゃないかなと思うものですから、改めて項目や評価を考え直していかれるのであれば、もうどこでも同じものが通用するように、あるいは、同じことをあっちでもこっちでもやらないように、そういったことも合わせてぜひ考えていかれたらどうかと思いますよ、その点はいかがでしょうか。

No.148 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.149 ○行政経営部長(横山孝三君)

要するに、職員の負担ということだと思います。

確かに、行政評価というのは右肩上がり時代は、余分な仕事、また作業をさせられる仕事というふうな感覚が付きまとうものでございましたが、現在、基礎自治体の自立と自主性が求められている今日の行政環境の中では、財政健全化と説明責任を果たすということによる市民満足度の向上が必須のことでありまして、このことから、職員にとって負担ということではなくて、いわゆる通常のルーチンワークであるというふうに考えております。

以上でございます。

No.150 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.151 ○14番(山盛左千江議員)

当然の仕事と思ってやってくださるというのはいいんですが、そこで職員はこれから人数がどんどん減っていきますので、私は少しでも同じ作業はダブらないようにというふうに思って、ご提案をしているわけです。

ちょっと繰り返しになりますけれども、各課で実績報告書あるいは進捗状況等を公表したりしていらっしゃると思いますけれども、そのときの委員さんの反応というか、ご意見というか、どんな感じでしょうか。

たくさん附属機関があるものですから、どこに答えていただくかなと思うんですが、一番近かったのは、近かったというのは変ですけども、割かし最近、次世代育成が見直

しをされたので、一くくりだったかなと思いますが、そのときに、前期部分の実績報告とか見直し、その他について委員さんに諮られたと思います。

どういう状況であったのか、簡単に結構ですので、ご報告をください。

No.152 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.153 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

その会議では、前期の実績を市のほうからお話をいたしまして、それに対するご意見等をちょうだいいたしました。

終わります。

No.154 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.155 ○14番(山盛左千江議員)

そういった委員会の中で、活発なご質問や議論というのはできましたでしょうか。

せっかく、委員会にさまざまな資料を提出しても、そこで聞いただけ、見せてもらっただけということでは、期待される効果、事業のゴー、ストップ、そういったことを委員会にゆだねていくことは、まだ力不足かなというふうに思うものですから、そういったことも将来的に可能なのか。無理であれば、全く第三者にどんどん評価ということをお願ひしていかなければならないものですから、その辺の見きわめ、あるいは今後の可能性はどのようにお考えでしょうか。お願ひいたします。

No.156 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.157 ○行政経営部長(横山孝三君)

今、例えば行政評価ですと、内部の職員で審査しております。

そういったことを、外部の委員さんに評価していただくほうが、よりよいということになれば、そのようにさせていただくということも、もちろんあります。

しかし、外部の委員さんというのは、それなりに専門的知識をたくさん勉強していただかなければならないということも、もちろんありますので、その辺のところは今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

No.158 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.159 ○14番(山盛左千江議員)

なかなかちゃんと理解をしていただけていないような印象を持つんですけども、じゃ行政改革推進委員会に行政評価の報告はされていますか。

そのときの委員さんからのご意見などがありましたら、ご披露ください。

No.160 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.161 ○行政経営部長(横山孝三君)

行革の委員さんには、行政評価の詳細についてはお伝えしておりません。

以上でございます。

No.162 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.163 ○14番(山盛左千江議員)

そうすると、本当に行政評価というのは全く内部だけでやっているということになってきます。

私の考え方といたしましては、シートの見直しで財源確保、それから進行管理、見直しを、できるだけ一緒にやっていけるようなそういう仕組みをつくるということ。

各個別計画の進行管理も、それぞれの委員会、所管課でやっていらっしゃるので、それをまた、新しい別の資料をつくってやることができるだけないように、そのような工夫をぜひ

していただきたいということ。

それから、各種委員会でそういった資料を提示して、その場で市民の皆さんからご意見をいただくような、そういった機会を設けていくこと。

そうすると、事業仕分けほどにはなりませんけれども、いろんなところで今の状況をお知らせし、市民の方からやめろとか、十分できているとか、もっと進めるべきだとか、いろんなご意見をいただく機会、チャンスができてくるのではないかと思うものですから、お願いをしておきます。

事業仕分けをやるといっても、そんなにたくさんはできません。例えば我孫子市であったり、高島市でしたか、各分野ごとに事業仕分けをどんどんやっているところもあります。

何十という事業を日にちをかけて、本当に周期的にやっているところもありますけれども、本市はまだ、そこまでできるという状態ではないと思いますので、事業の仕分けについて、その機能をどこにある程度持たせていくのか、その辺をよく考えて、シートの見直し、活用を進めていっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

続いて、自治体のコンプライアンスについてであります。

答弁を聞きますと、要綱があるので、必要な改正があれば要綱の中で行っていきませんが、条例についても検討して下さるという、そういうものだったかなというふうに理解をしております。

まず公益通報、これは内部と外部と両方あると思いますが、それぞれに、それから不当要求行為、倫理規程、それぞれについて通報の件数、調査の実態というか件数、それから処分とか措置が必要であったものの件数、それぞれにまず、ご報告をお願いいたします。

No.164 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.165 ○行政経営部長(横山孝三君)

昨年度における、まず公益通報の件数でございます。

これは内部通報、外部通報ともありませんでした。

それから、不当要求行為の件数、措置ですが、これもありませんでした。

それから、倫理規程によるほうでございますが、この報告につきましてもありませんでした。

以上でございます。

No.166 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.167 ○14番(山盛左千江議員)

こうした状況にありまして、豊明市はまことにすばらしい職員集団であると。法令遵守がしっかりされて、不当要求行為もなく、毎日、公務に公正に当たられているというふうに理解したいところですが、そうではないと思います。

大阪市の条例を少しご紹介いたしましたけれども、大阪市は大きいので、規模が全然違いますけれども、年間で700ぐらいの公益通報があるというふうです。

ただ、そのうち400ぐらいが、公益通報の調査に当たるほどのものではないということなので、多分、聞きおくということになっているのかと思いますけれども、残りの部分については調査をかけて、それなりの結論を出し、処分をし、勧告をし、それをインターネットで公表しておりました。

それを私が見つけたわけですが、大阪市にはそれほどあって、豊明市は全部ゼロというのは、私はどこか制度の中に使いやすさがないというのか、公益通報をしようという、そういった気持ちにさせない何かがあるというふうに思うわけで、今回の質問にいたしました。

壇上でも申し上げましたけれども、一般競争入札の拡大があって、予定価格の事前公表も廃止になりました。職員が心配ですが、こういったことから職員を守るためにも、条例化というのは必要ではないかというふうに思うんですけれども、再度、お願いいたします。

No.168 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
横山行政経営部長。

No.169 ○行政経営部長(横山孝三君)

職員への周知、それから教育ということでございます。

まず、我々がしておりますのは、庁内のイントラに常時掲載して周知をしております。職員の倫理規程、それから職員等の公益通報に関する要綱などにつきまして周知しておりますし、毎年、新規職員の採用には、倫理規程等の手引きを使って研修も行っているところでございます。

それから、大阪市の条例の件でございます。

先ほど申されましたように、大阪市は非常に組織が大きくて、公益通報として監察の担

当部署に一本化して集中処理をしておられるということを承知しております。

しかし、そういうことにはそれなりの要員確保が必要となるということを考えますと、本市ではちょっと無理ではないかということで、現在の分散した処理方式が適当ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

No.170 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.171 ○14番(山盛左千江議員)

通告があったときの処理を理由に条例化しないというのは、全くそれはおかしな話で、公益通報、それから不当要求、倫理規程、それぞれに対応する組織というか体制は、行政経営部長であったり、秘書課であったり、あるいは、副市長や部長5人であったりということで、公益通報は行政経営部だけですが、後のものについては副市長がリーダーで、あと5人の部長と教育長ということになっております。

だから、煩雑も何も、そこしかないわけですから、そこでやっていかれるので、その体制では無理だということなんでしょうか。

必要に応じて弁護士のあっせん等を行うとか、弁護士もチームの中に入れるというふうに、要綱の中には一筆書いてありますけれども、他市のように外にそういった通報があったときの受付窓口や調査機関を置いて、中でそれは見つけようと思うと、仕事が増えるので大変かもしれませんけれども、必要なときにそういった調査機関を置くというふうにしていけば、問題はないんじゃないかというふうに思っているんですが、そういう方法ではどうですか。

No.172 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.173 ○行政経営部長(横山孝三君)

大阪市の条例を見ましても、罰則規定が定められておりません。本市の要綱ではもちろんでございます。

したがって、条例と要綱における効力の差というのはないというふうに理解をしております。

それから、外部の弁護士とか、そういう第三者委員会等につきましても、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

No.174 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.175 ○14番(山盛左千江議員)

条例のことは、後々考えていただければいいと思いますが、内容について必要があれば、要綱の見直しもして下さるようでしたので、お伺いいたしますけれども、不当要求については、そういった要求があったときは、これは拒否しなければならないというふうに定められていて、公益通報のほうは、知り得たときに通報することができる。してもしなくてもいいけれども、することができるという文章になっています。

非常にやさしいわけですがけれども、やっぱり公務員たるものは、違法、それから不正を見つけたときに、通報してもしなくてもいいというのは、これはよろしくない。通報していくようにすることができるという内容では、余りにも弱過ぎるのではないかというふうに考えます。

それからもう一点、通報者に不利益な取り扱いをしてはならないというふうにしてあって、通報を受けた者が、その情報を漏洩したりしては、懲戒処分ですよというふうには書いてあるんですけども、不利益な扱いを受けてしまった人、公益通報者に対して、その人の権利を守るという条文も含まれておりません。これは他市にはありました。

細かく見ていくと、いろいろいっぱいあるんです。それから、公益通報の報告というか、公表の条文もありませんが、先ほど言いましたように大阪市は公表しております。

いろいろなところでよりいい、条例にしないまでも、要綱の見直しをお願いしていきたいところがあるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

No.176 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.177 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず、公益通報をすることができる規定でございますが、これは義務づけておらないというふうに解釈していただいてよろしいかと思えます。

それから、必要な見直し、改正はということでございますが、もちろん、よりよいものにしていくということでございますので、必要に応じて見直しを図りたいと思っております。

以上でございます。

No.178 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.179 ○14番(山盛左千江議員)

倫理規程について伺います。

倫理規程は、禁止行為の報告をすることになっていて、これも内部通報ではないんですけども、違反した人が、違反してしまいましたというふうに報告する規定になっているんです。

業者と食事をしました、ゴルフをしました、物を送られて受け取ってしまいました。あるいは金品の貸し借りもありますけれども、あるいはまた口利きのものもありますよね。

そういったことをした人が報告するんですよ。で、報告ゼロと、それはないんじゃないですかね。

わざわざ違反しましたというふうに報告しますか。こういう規定で本当に機能していくと思われませんか。

私とその解釈を間違っていたのでありましたら、説明をお願いしたいと思います。

No.180 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.181 ○行政経営部長(横山孝三君)

職員みずから申し出るかということでございますが、それがまさに倫理でございまして、そういうことを義務づけておいて、なお、それに違反した者につきましては、懲戒処分の対象になるということでございます。

以上でございます。

No.182 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.183 ○14番(山盛左千江議員)

違反した人が違反しましたというふうに申し出ることが倫理であり、それが美しい、すばらしいことなんだというのは、言葉の上ではそのとおりですけれども、それがそうならないから事件が起きるわけです。

豊明市では何度も繰り返されてきましたし、そういうことについて何かお感じになりませんか。

No.184 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.185 ○行政経営部長(横山孝三君)

その前に、禁止行為というものをきちっと定めております。

例えば、利害関係者とともに飲食をしてはいかぬとか、利害関係者と遊技とかゴルフをしてはいかぬとか、旅行に行ってはいかぬとか、そういう細かなことや、あるいは、金品をもらったときにはすぐ返せとか、すぐ報告せよとか、もらうというのですか、無理やり送りつけられたときにも、そういうことを義務づけておりますので、そのことについての一定の担保はされているというふうに考えております。

以上でございます。

No.186 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.187 ○14番(山盛左千江議員)

倫理行動基準というものも書いてあります。住民に対し不当な差別的扱いをしてはならないとか、職務や地位を私的利益のために用いてはならないとか、贈与とかそういうものも、もちろんそうですけれども、公共の利益の増進を目指さなければならないとか、職務上取り扱う情報を公益の利益に反して利用し、または操作してはならないとか、いろいろ書いてあります。

それは行動の基準であり、先ほど言われたように禁止行為もたくさん書いてありますし、また禁止行為の例外もたくさん書かれております。

幾ら書いても、それが守られていなければ仕方がないわけで、今後、入札制度が変わって事前公表がなくなる。

なぜ、事後公表を事前公表に国が指導して変えてきたか。それは職員に関係者が予定価格を聞きに来る。職員がいろんな条件を提示されるのでしょうか、物をもらえるのでしょうか知りませんが、いろんなことが起こって事件になっていった。官製談合的なことが起こっていった。それで職員を守るために事後公表を事前公表に変えたわけです。

そうしたら高どまりになってしまった。入札制度の本来の競争性が弱まってしまった。これではいかぬということで、国が方向を変えてきて、やっぱり事前公表はやめなさいというふうに指導を変えてきたわけですよ。

こういう流れがあるわけで、豊明市はここに書いてあるから大丈夫ですということではなくて、事件が起こっているわけですから、そこはきちっと条例化し、さらにもう一度、戒めていく、注意を喚起していくことが必要だというふうに思っておりますが、再度、お願いいたします。

No.188 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.189 ○市長(石川英明君)

山盛議員の言うことは重々理解はできます。私も議員2期8年やっていたとき、またさらには、もっと以前にも行政の汚職ということに対しては、まあ私自身も取り組みをしてきたという状況があります。

そうしたことが、今回の入札制度を改革することによって起きるということは、今言われたとおり、やはり可能性もあるということも重々承知をしております。

今、部長がお答えをしたように、改めるところは改めるということを言っていますように、一度この辺については、私のほうも二度と行政の中でそうしたことが起きないように、ずっと前からそのことは、私は議員当時から願っていたことで、要綱ができているのですが、さらに一遍そうした見直しから、いろんなことをきちっと効力があるようにしていきたいというふうには考えておりますので、しばらく猶予をいただくと同時に、時間をいただけたらというふうに思っています。

前向きに研究していきたいというふうに思います。

以上です。

No.190 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

残り時間、およそ3分です。
発言時間にご注意願います。
山盛左千江議員。

No.191 ○14番(山盛左千江議員)

もちろん、中身の見直しもそうですけれども、私が条例化にこだわる理由は1つありまして、要綱というのは、市のホームページを市民が見ても出てこないんです。見ることができない。だから、そういったルールや規定があるということを、市民は知ることができないんです。職員は知っていらっしゃるでしょう。

それから一応、今の公益通報なんかによると、職員、非常勤職員、委託を受けた者、そこで働く人、それから施設の管理に従事している者ということで、公益通報の対象者というのは多岐にわたっているんですけども、こういった人たちも全部、この要綱をしっかりと知っていて、何かあったら通報しなければと、そういう気持ちで職務に当たっていらっしゃると信じておりますけれども、条例という形になると、やっぱり表に来るものですから、だれもが知ることができる。

豊明市がそういうことに前向きに取り組んでいるという姿勢、そこが市民も含めて皆さんにわかるという、そういったメリットも大変大きいというふうに思います。

あるからいいのではなくて、それを使うことと、豊明市のこれからの行政のあり方を、きちんと市民に理解してもらおう一つのPRになるかとも思いますので、条例化にこだわっております。

その点についても、もう少し時間をくださいというふうに市長から言われてしまいましたので、これ以上は申し上げませんが、ぜひ今後に向けて努力をしていただきたいと思っております。

行政評価制度については、今の目的に、さらに予算の厳しい査定というか、財源確保という視点も入れた仕組みに変えていってくださるというふうに、ごめんなさい、もう一度確認しておきたいんですが、そういう見直しだというふうに理解していてよろしいでしょうか。その点についても一度、答弁をいただきたいと思っております。

事業仕分けもやられていいと思います。ただ、延々とやっていけるかどうかというのは、まあ問題がありますので、今ある制度をよりうまく使いながら、無駄のない、そして効果的な事業評価、事務事業評価へと変えていっていただきたいというふうに私は強く願っております。

最後の答弁をよろしく願いいたします。

No.192 ○議長(平野敬祐議員)

時間がほとんどありません。
簡潔に答弁願います。

横山行政経営部長。

No.193 ○行政経営部長(横山孝三君)

財源確保の視点についても、盛り込めるような形を考えてみたいと思っておりますし、また、その審査するほうについても、より厳しくという視点を持ちたいと思っております。
以上です。

No.194 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.195 ○14番(山盛左千江議員)

はい、ありがとうございます。
パイパイパイと鳴る前に終わるのは初めてでございますが、これにて私の一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

No.196 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、14番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後2時58分休憩

午後3時8分再開

No.197 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
3番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.198 ○3番(近藤郁子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。
質問の前に、昨日の中日新聞の夕刊のコラム欄に、新首相誕生にあわせてリーダーシップ論でよく引用される研究について掲載されておりました。
目にされた方も多いと思いますが、少しご紹介すると、大きく分けてリーダーシップの型には、専制型、民主型、自由放任型の3つあって、民意を大切にされる石川市長にあって

は、さながら民主型であろうと勝手に推測するものですが、その民主型のリーダーに率いられた集団に作業をさせると、成果の質は高いが、結論を出すのに時間がかかるとありました。

緊急なこと、急ぐことには向かないということではありますが、よくいえばプロセスを大切にするということでしょう。

今期の課題は、まずもって市長のマニフェストに掲げられている65項目からなる政策が、市民にとってより有効な事業として、そして税金を使って行う事業として、より費用対効果が上がって、市民に還元ができるかを議会として考えていくことです。

私も6月議会でそれを理解するために質問いたしました。この9月議会においても、市長の考えを聞く質問がまだまだ続いています。

昨日の質問の中にも、この場にいるだれもが、もちろん職員の皆さんも、市民にとってよりよいことを目指していることには間違いないとありました。同感です。

ただ、方法はいろいろあって、どの方向に位置づけるかということです。それにはミッションと、それに対してのビジョンが必要です。

さながらミッションは、「成熟した住宅都市に」ということで理解はできるものの、ビジョンが見えにくいのが今の状況でしょう。

経営戦略会議でのプロセス、全容とまではいかないにしろ、今までにない市政改革を打って出られているわけですから、理解してもらうための説明は、より丁寧なものであることが必要であると考えます。

ビジョンのあり方は、より具体的であるべきというのは、ドラッカーの受け売りになりますが、ミッションに向かってどういう手法で取り組んでいくかは、市長にとっては理解できて当然であるかもしれませんが、議会の中だけでも考え方は多様です。

みんなが一致した認識が持てるよう、市長の手法について、プロセスを含め理解しやすい説明責任を果たしていただきたいと思います。

では、質問に入りますが、今回の質問のうち初めの2つは、市民から強く要望された事項であることを、つけ加えさせていただいて始めさせていただきます。

では初めに、特別支援教育について質問いたします。

昨今、発達障がいについて、以前とは異なりより詳しくなって、特別支援教育も多様化が求められています。

厚労省の研究でも、特別支援教育は小学校からでは遅く、3歳ころからの環境が大切だと考えられていると聞きます。

豊明市では、どんぐり学園で3歳児から、就学後は各学校内の特別支援学級を中心に支援がなされていますが、保育園は厚労省、就学後は文科省というように、豊明市においても部も異なり、その連携について保護者からは不十分であると言われることが多々あります。

一貫した特別支援教育が必要と考え、母子手帳の延長ともいえる手帳を作成している近

隣市町もあります。

豊明市としても取り入れるべきだと考えますが、市の考えはいかがですか、伺います。

次に、未曾有の大震災を受けた東日本について、対岸の火事でないことをさらに認識するべく、救助活動に参加した消防隊員の体験談をあちこちで聞く機会がつけられています。

今回の東日本の被災内容は、沿岸部という特色による津波被害が余りに大きく、豊明市では同じ被害はないという感覚は否めないのですが、行政としては、そういった想定外をより最小限にする必要があります。

想定外は、想定外の災害が起きた時点からは想定外ではなくなり、想定することができることとなります。

既に、耐震については耐震診断を始め、耐震工事についても市・県ともに補助金を出し、少しでも多くの耐震工事が行われ、被害が少なくなるよう目標が置かれています。

先日行われた防災訓練も、より市民目線の訓練になるよう、以前に比べ工夫されてきていることは理解するものの、先述した耐震工事に100軒分用意された補助金も、申し込みから実際に行われた工事は、現時点で半数程度にとどまっていることを踏まえ、その理由について急ぎ分析する必要があるでしょう。

あわせて、市の防災マップについても、より有効に活用されるために、掲載内容は精査する必要があると考えます。

今回は、そのマップについて伺いたいと思います。

マップには、被害予測の一つとして液状化予測がありますが、液状化は浦安市の被害の様子をマスコミ等で知るものの、豊明市でも同じような被害になる予測が立てられているのか、どのような被害を予測されているのか、情報を市民に周知する必要があると考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

続いて、6月の定例会の質問においても、人件費削減は財政的には不可欠であるが、市民サービスの低下につながることは、市民は決して望んでいないこと。いわゆるお役所体質の改善を、まずもって行うことを優先してほしいと要望いたしました。

今回はそのうち、市民の中でも弱者に当たる子どもたちと直接かかわる保育士について質問いたします。

1つ目、現在、保育士の正職員と非常勤、パート職員の割合はどうなっていますか。

2つ目、それは保育園事業に際し適正でありますかを伺いたいと思います。

近年、保育園を民営化する行政が増えていると聞きますが、民営化について豊明市でも既に研究はされていますか。

されているなら、メリット、デメリットをどのように考えていますか。

今後、豊明市として、保育園の民営化についてどのように考えていますか。市の今後の考えを伺って、壇上での質問を終わります。

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.200 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、特別支援教育について、教育部よりお答えを申し上げます。

この段階におきましては、3歳ごろからということでございますけれども、小中学校を卒業するまでといった形の中でお答えを申し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

小中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒に対する教育的支援は、とても重要なことであるというふうに考えております。

こうした児童生徒の指導につきましては、従来までの経験などに頼る方法だけでは適切な指導が難しいと考えております。

障がいについての正しい理解のもとに、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、保護者、専門家、医療機関などとの連携を図りながら実態把握に努め、個々の特性に応じた適切な指導を全校体制で行うことが必要であると考えております。

具体的に申し上げますと、例えばADHD児に対しましては、この子どもに対しましては、長所を見つけ、それを大切にされた対応に努める。

また、自信回復や自尊心の確立に配慮をする中で、自分の行動を振り返らせるなどといった対応が必要であることを、すべての指導者が理解していることが必要でございます。

また、各校では一人ひとりの特性に合わせた具体的な指導内容を作成をいたしまして、これは個別の指導計画として、全職員が閲覧できるようにして、それを引き継いできております。

ご質問で取り入れるべきご指摘をいただきました「手帳」というのは、「個別の教育支援計画」と呼ばれ、障がいのある児童生徒への適切な支援を、長期的な視点で一貫して行うため、教育的支援の目的や基本的な内容を作成するためのものがございます。

その内容の検討に当たりましては、保護者、それから福祉、それから医療、それから労働などの、さまざまな関係機関と連携をいたしまして、進める必要があると考えております。

幼児期から学校を卒業するまで、一人ひとりの障がいの種類や程度、能力、適正などにより配慮し、児童生徒の自立と社会参加に向けて支援を続けるための重要な役割を果たすものですので、内容の研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

No.201 ○議長(平野敬祐議員)

神谷健康福祉部長。

No.202 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より2項目につきましてご答弁を申し上げます。

まず1項目目、特別支援教育につきまして、健康福祉部からもお答えをいたします。

発達障がいに関しましては、最近特に、その対応が検討されているところでございます。

本市では現在、保健センターでの健診によって何らかの支援が必要とされる子どもと、その保護者を対象とした支援事業、なかよし教室を実施いたしております。

その後、どんぐり学園で実施をいたしますたんぽぽ教室を経て、母子通園施設であるどんぐり学園に入園し、その後、5歳児の1年間を通常の保育園で過ごした後に、学校に入学するというパターンがございます。

また現在、児童福祉課の家庭相談員が保健センターの職員や学校の先生、また、障害者支援センター等と連携をとりながら、発達障がいのお子様の支援や相談にかかわっているところでございます。

また、小学校への入学時には、就学指導委員会に児童福祉課からも指導保育士や家庭相談員が出席をし、意見を述べております。

また、小学校入学時には、保育所児童保育要録の写しを渡したり、実際に小学校の先生が各保育園や幼稚園に出向いて確認を行ったりしながら、就学前から就学後へのつなぎに努めているところでございます。

小学校入学後におきましても、家庭相談員が先生との連携のもとに支援活動を行っております。

ご提案をいただきました一貫した支援を行う上で必要となる、この生活支援手帳のようなものの作成でございますが、これにつきましては、ご本人やご家族、また支援者にとっても非常に役に立つものと考えております。

関係機関が連携し、また、家族等のご意見も取り入れた上で作成することが重要であると考えておりますので、今後、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

続きまして2項目目の、保育職員数についてお答えをいたします。

まず1点目、現在の保育士の正職員とパート職員の割合であります。平成23年4月1日現在、正職員が園長を含め95名。そして臨時職員が、フルタイムの方が58名となっております。

そのほか、延長保育等に短時間の臨時職員69名に従事をしていただいております。

2点目、それは保育園事業に際し適正であるかとのご質問でございますが、現在、3歳未満児のクラス担任に一部、臨時職員を配置している状況がございます。

これは、正規職員の産休代替としてフルタイムの臨時職員を配置しているものであり、適正であると考えております。

続きまして、民営化につきましては、多くの市町で検討がされているところであり、今後、保育事業を進めていく上で十分検討する必要があると考えております。

また国では、平成25年度をめぐりに、子ども・子育て新システムの導入を検討しているところでございます。

この制度は現在、事業ごとに所管、制度、財源が分かれております現在の子ども・子育て施策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するというものでございます。

この制度では、現行の措置制度から利用者と事業者の契約による制度に変わりますが、介護保険制度がそうであったように、民間参入が進むものと考えられますので、その時点での民間事業者の保育の質や経営ノウハウ等を十分検討して、民営化を進めていくことになるかと考えております。

また、民営化のメリットとデメリットではありますが、民営化した場合には、サービスを実施する場合の決定のスピード感や、各園の特性を大きく打ち出せる等のメリットが考えられます。

しかし現在、保育事業の課題といたしまして、サービスの充実とは別に、家庭での保育力や地域での子育て支援力が低下をきてきており、それらを実践を通して指導したり、支援することが大きな課題であると感じております。

今後はそのような観点も含めまして、保育事業のあるべき姿を考えてまいりたいと思います。

終わります。

No.203 ○議長(平野敬祐議員)

神谷市民生活部長。

No.204 ○市民生活部長(神谷清貴君)

それでは、近藤議員の2番目のご質問、今後の豊明の防災についてご答弁を申し上げます。

ご質問の液状化現象は、地震発生時に発生します。日本においては、大きく注目されるようになったのは、昭和39年6月に発生しました新潟地震により、信濃川河畔や新潟空港の液状化現象でございました。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、神戸市のポートアイランド、六甲アイランドで、そして平成16年10月の新潟県中越地震では、小千谷市、長岡市の水田や池の埋め立て箇所液状化現象が発生をいたしました。

今年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、いわゆる東日本大震災でございますけれども、この際、千葉県のパウ安市、千葉市の美浜区、東京都港区台場、そして、茨城県の潮来市などで液状化が発生し、被害規模は4,200ヘクタール、東京ドームの900個分に及び、関東地方の住宅の1万7,000棟が被害を受け、液状化の被害としては世界最大となりました。

豊明市においても、東海、東南海地震が同時に発生すると、震度6弱から6強の揺れを観測すると予測されており、同時に液状化現象も発生すると予測されております。

液状化の可能性が高い地域は、家屋などの被害も大きく、また、ライフラインへの影響も懸念されます。

しかしながら、こうした軟質な地盤は広大で、住宅も建ち並び、行政による大規模な地盤改良も難しく、あくまでも個々の建物で対応するしかないと考えております。

災害に備えるためには、まずは自分の住む場所の地盤を知る必要があると考えます。

また、液状化対策工法には、幾つかの方法があるようでございます。議員が壇上で申し述べられました液状化情報の周知についてでございますけれども、液状化現象の危険度につきましては、平成15年3月に作成し、4月に全戸配布いたしました「豊明市防災マップ」に記載してございます。

3・11東日本大震災の発災以降、市民の防災に関する関心といたしますか、非常に高いものがあるのは承知をいたしております。

防災マップを配布してから数年以上経過しております。この際、改めて市民に液状化の危険を周知するために、防災マップのうち、液状化危険度を記載した図面等を広報とよあけに掲載して、市民への周知と啓発を考えてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.205 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.206 ○3番(近藤郁子議員)

では2つ目の、今後の豊明の防災についてから再質問をさせていただきたいと思いません。

今の回答の中で、もう既に液状化に関しては再度、広報に載せてというふうにお答えをいただきましたので、まずもって、それで皆さんには知っていただくことができるかなというふうには思っておりますが、ただ昨日、ちょうど9月1日が防災の日に当たっているせい、テレビ等々でも防災に関して本当にたくさん報道をされておりました。

その中で、名古屋市においても、伊勢湾でもきっと津波が来るだろうと。その危機感に関しては、今までの感覚以上のものになることは間違いないということで、伊勢湾岸の周囲にありますいろんな建物、会社の建物、物流関係が多いですけれども、それに関しても企業がすごく危機感を持って、次から次へ、この場合はどうしようと、想定外のこともできる限り考えていこうというような動きをしていることも報道をされておりました。

三連動地震があるということも含めて、これは特に、海に面している高知県ではありまし

たけれども、自治体がもう一度、危機感を持っていろんなことを見直しているということを報道しておりました。

それを見て、なおさらながら、先日ありました防災訓練を思い起こしてみると、やはりまだ形式的なことが多いなど。今回、特に液状化に関して申し上げましたのは、ここに今おっしゃいました液状化危険度ということで、各家庭に配られました地図、マップがございましたけれども、市民からそういう声が今まであったのか、なかったのかといったところを思いますと、今まで広報に載ったことがないので、市民もそんなに思わなかったのかもしれませんが、今回、連合婦人会のほうで、これを見つけまして、これでは私たちがどういうふうに住生活していいのかということ、とても心配をいたしまして、これに関して今一生懸命頑張っている研究をしております。

一般市民が、そういったことの研究を始めているわけです。ですから今回お願いしたのは、特に、こうやって防災マップの中に赤々と豊明市が液状化をするよと、こういうふうにかかれていているわけです。

こういうふうに出している以上は、さて、次はどういうふうに住生活をしていこうかということ、これがあってしかりだと、そういったリーダーシップをとるのは、やはり行政でないとできないと思うわけです。

液状化についての被害に対しての周知に関して、今回、図面も載せて広報に載せていただけるとということで、ワンステップを踏んでいただけたと思いますが、今後、液状化に関して防災訓練等々で取り入れていかれるようなことはお考えでしょうか。

No.207 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.208 ○市民生活部長(神谷清貴君)

防災訓練で液状化の対策、こういったものは、まず先ほど私がお答えを申し上げましたが、非常に広大な面積があります。行政でという考え方は到底無理であろうと思います。

申し上げましたとおり、個々の住宅でもって対策をしていただく、いわゆる自助ですね、このことができるように、また、液状化現象でこんな状況になりますよということがわかるように、この8月に行いました防災訓練で、各企業、関係機関といったものが展示物で展示をしておりました。

十分な訓練はできませんでしたが、幸いにも、そういったものを見る機会があって、ああいった展示があってよかったなど、こう思っております。

そういった訓練の折に、市民の方にご理解、また、ご自身でもって、どのように対策を講じていくのかと考えていただくような場面の訓練の形式を取り入れていくような方向で、進めてまいりたいと思っております。

終わります。

No.209 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.210 ○3番(近藤郁子議員)

液状化は、なってみないと実際のところはわからないのが実情で、それを模擬にそういう状態にさせるということもできないので、とても難しいことだと思いますけれども、こうやってせつかく危険度ということ載せていただいていますので、それをやはり有効に活用していく。市民がどういうことに気をつければいいのかとかいうことを、より周知をしていただきたいなというふうに思っております。

それと、その液状化に関して、きょう午前中の川上議員の質問の中で、とてもショッキングだったのは、それが理由で大規模なデベロッパーとの契約ができなかったというふうに聞きましたけれども、豊明市はそういうまちであるというふうになってしまいますと、それをどういうふうに回避できるかということをやっていないと、まちの活性化にもかかわることではなかろうかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

もう少し踏み込んだ、こういった危機管理をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

No.211 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.212 ○市民生活部長(神谷清貴君)

大変難しい課題であろうかと、このように思っております。

何ができるのか、また、できないことが幾つか出てくるだろうとは思いますが、難易度の高い課題であります。今後の研究とさせていただきます。

答弁を終わります。

No.213 ○議長(平野敬祐議員)

横山行政経営部長。

No.214 ○行政経営部長(横山孝三君)

開発業者の関係なんですけれども、確かに工法といたしましては、液状化対策工法というのがございます。

サンドコンパクションパイル工法というのですか、要するに、砂で置換していくという工法だと思いますけれども、きょうの午前中に申し上げましたのは、その液状化に加えて浸水被害とか、そういう実績があるので断念したということでございますので、ご理解をお願いいたします。

No.215 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.216 ○3番(近藤郁子議員)

現段階では、いろいろ難しいことがあるのは、十分理解をしているつもりですが、今後、豊明市の活性化も含めて、今回は活性化の質問ではないんですが、活性化のための足を引っ張っているのが浸水であったり、それとか今回の液状化であったりするならば、それを解消していく方法も今後考えていかななくてはいけないだろうと。

浸水に関しましても、じゃこの前、浸水した結果、それが今後生かされていないのかと、また浸水するのかなというようなことにもつながるように聞こえるんですけども、そういったことがないようにしていただかないと、豊明市の土地を持っていらっしゃる方のといいますか、豊明市自体の財産価値も減っていくんじゃないかなろうかというふうに思います。

それで今、私がちょっとしつこく申し上げましたのは、実は昨日のテレビ番組の中で、もちろん伊勢湾岸の周辺は、もっともっと液状化をする場所になってくるわけですけども、その中で、そういった企業が簡単にというと、もちろん費用もかかってくるのであれなんですけれども、3メートルぐらいボーリングをして地層を調べれば、どういった液状化が起こるかということがわかるというようなことも言っておりました。

たかが3メートル、されど3メートルで、どのぐらいの費用がかかるかわかりませんが、それで豊明市の液状化の対処ができる方法が見つかるならば、決して高いものではないんじゃないかなろうかというふうにも考えておりますが、たくさんの情報を仕入れていただくということは、行政の仕事だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

No.217 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷市民生活部長。

No.218 ○市民生活部長(神谷清貴君)

確かに、液状化の関係の工法は、先ほど行政経営部長も申し上げました。また、それ以外にも幾つかの工法があるということは、私どもは今回のご質問を期に調査し、承知をしております。

いずれにいたしましても、自助、共助、公助と、こういったことがある中で、やはり自分の財産は自分で守っていただく、これが原理原則であろうと思います。

液状化の面積は非常に多ございます。行政ではとても対応することができないと、このように考えております。

よって、そういった工法もあります。また、専門家の方にもひとつご相談をしていただいたりということの紹介をして、そういった記事を起こして、広報で市民の皆様に周知啓発を図っていきたいと、このように考えております。

答弁を終わります。

No.219 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.220 ○3番(近藤郁子議員)

一般質問は通告制になっておりますので、余り通告外のことを言うといけないというふうには、前回のときにお叱りを受けましたので、それ以上のことはあれですけれども、液状化をする豊明市全部を、決して豊明市が負担をしてどうのこうのというような話ではなくて、その自助をするための情報を、できるだけたくさん市民にいただきたいと、そういうリーダーシップをとっていただきたいということでございます。

この地図を見ていると、この豊明市役所も、まさしく液状化の真ただ中にありまして、対策本部ができるところが傾いていたのでは話にならぬなというふうに思っておりますので、せめて、そういった頭脳になる部分、大切な部分も含めてずっけなように。

液状化は、わずか1度ですか、2度ですか、傾いただけでも、精神的にも、とてもその中に入られないぐらい大変なものになるそうです。

豊明市役所がそういったときに、そういった状態に陥らないようにするためにも、なかなか把握のつかないことなので、今、ご回答をいただいたことは、すべて了解しているつもりですが、もう一步踏み込んでいただいてやっていたただくといいことを、行政に市民は求めているというふうにご考えておりますので、こちらの、こういった質問をいたしました事由をご理解いただきたいと、そういうふうにご思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、特別支援教育について伺っていきたいと思います。

学校教育課にいたしましても、児童福祉課にいたしましても、違いますが、それぞれがそれなりに一生懸命やっていたいただいているということは、随分と伝わってまいりました。

これは、あるお母さんからの訴えがあって、今回、質問させていただいたんですが、児童福祉課が今、お話くださいました経路をたどって、どんぐり学園のたんぽぽ教室でしたでしょうか、そちらから5歳児になって保育園に入っていると。次は学校に行くんだけど、どうもその子に対しての流れが、学校にうまく伝わるかどうかということ、とても心配していらっやいます。

何とかならないかというようなご相談を受けたものですから、今回、質問をさせていただいたわけですが、学教と、そして児童福祉課と、さて、もう一度確認をさせていただきたいのですが、どのように一貫させることになるのか、その具体案。

どういうふうにしていくかというようなことを、もし今お聞かせいただけるのであれば、どういふふうにし合いをされて、どういふふうにもっていただくか、わかりましたら教えていただきたいと思ひます。

No.221 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願ひます。

加藤教育部長。

No.222 ○教育部長(加藤 誠君)

先ほど、健康福祉部長のほうからもお話を申し上げましたとおりでございますけれども、実際に小学校の先生が、こういった場合につきましては、保育園それから幼稚園に出向きまして、来年上がる児童に対して、そこを要するに十分観察をいたしまして、それと合わせまして、教諭、教師との話し合ひを実施していくと、こういった内容で進めております。

また、入ってからも、この保育園あるいは幼稚園の先生方にまた見ていただいて、その状態を把握していただくと、こういった要するに相互間で行っております。

以上でございます。

No.223 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

近藤郁子議員。

No.224 ○3番(近藤郁子議員)

すみません、私がちょっと聞き間違えたのかどうかわかりませんが、両方と合わせ一貫したものを考えていただきたいというふうに、さっき伺ったような気がいたしました、その具体案があれば、教えていただくとありがたいなというふうに思ったわけですが、いかがですか。

No.225 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.226 ○教育部長(加藤 誠君)

実は、今のお話は多分、こういった手帳の関係のお話であるというふうに思っておりますけれども、確かに今、それぞれ保育園、幼稚園では、個々でそういった各指導の関係で、要するに資料をお持ちであると。

それから、学校に入りますと、学校につきましては、個別の指導計画というものを、各年度ごとにつくっております、これはちなみにご紹介を申し上げますと、この計画は各校でばらばらの内容でございます。これは統一ではございません。

これで年度の目標であるとか、これは願いといたしまして、これは本人の願い、それから保護者の願い、要は目標でございますけれども、この1年間で何がこの子は一番できるか。本人がやりたい願いは何と、こういったような内容でお聞きをする。

それから、学習上の支援であるとか、あるいは生活上の支援であるとか、こういったものを記録的に持ちまして、1枚の紙でございますけれども、これを持ちまして、それから各学校では特別支援教育の校内委員会というものを設けております。

この校内委員会でもって、要するに全教員が出まして共通認識をすると、こういった流れで小中学校は行っておりますけれども、今言われました産まれてからの流れ、小学校、中学校を卒業するまでの流れにつきましては、学校側はこういった指導計画のもとで蓄積した資料を持っておりますけれども、保護者の方が要するにお持ちでない。

要するに、自分の子をいかに把握をしていくかと、こういった内容の中では今、議員からご提案をいただきました個別の教育支援計画といったものが、一番有効的になろうかと思っておりますので、今後につきましては、こういった内容を研究をしていくという内容の中で、これも保護者と、それから福祉、医療、学校の先生も含めまして、大きなプロジェクトの中で一遍研究をして、それから取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

No.227 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.228 ○3番(近藤郁子議員)

今、お願いいたしました一貫したものを何とかというふうに、一貫した特別支援が必要じゃないかというふうに申しあげましたのは、最近、そういった発達障がいの子もたちの実情といたしますか、症状といたしますか、そういったものがより解明されまして、決して能力は低くないと。

例えば、これはつい最近の新聞記事に載っていたんですけれども、3歳で自閉症と診断されて、集中力をつけてほしいというふうな親御さんが、一生懸命絵画に向かわせたと。そしてその中で、切り絵に才能を発揮して、それがとても評価されている。

最近、テレビにもよく出てくる自閉症の女の子が、とてもすばらしい書道家になっていらっしゃる。

決して能力がないわけではないんですね。そういった子どもたちが、中学校を卒業した後に、どういうふうな経過をたどって、どういうふうな大人になっていくかということを、ちょっと伺ったことがありました。

まず、中学校を卒業すると、職業専門学校のほうに入っていく。どういった職業専門学校になるかといいますと、普通の人では解明できないスーパーコンピューターとか、そういったものを扱うところに行くんだと。

そこに行くと、そういった子どもたちというのは、本当にいとも簡単に頭の中に入れて、それに対応できる。普通の人では到底できないことがやれるというふうなことも伺ったんです。

そういうことができるんだったら、これはよかったというふうに思ったんですが、そのときついでに聞かされたのが、そこに来て、その能力を発揮できる子どもたちというのは少ないと。

それはなぜかという、産まれてから中学校を卒業してそこに行く着くまでに、言葉はおかしいですが風評被害で、親子とも精神的にぼろぼろになって来るんだと。そうなったときには、もうそういった能力が発揮できなくなっているということも伺ったことがございます。

豊明市は子育て支援ということで、いろんなことに対応していらっしゃるということを、特に子育て支援ということを最近よく伺うものですから、同じ子育て支援であれば、そういった子育て支援も考えていていただきたいと。

風評被害ですとか、おうちの方が、我が子にそういった発達障がいがあるということで悲観をされてぼろぼろになって、それが子どもにまで伝わって、日本はスーパーコンピューターは世界で1番でないといけないというふうに私は思っておりますので、特にそういった要素を持った、そういったことができる子どもたちを、どんどんやはり育てていく。

豊明市に来ると、そういった子どもたちがすくすくと才能を発揮していくんだと、そういったことも成熟した住宅都市の教育部門の一つになるのではなかろうかというふうに、私は思えてなりません。

ですから一貫して、その子どもがどういうふうな経過をたどって、どういったことができるか、何に向いているかということ、いち早く察知することができて、それに対して、もちろん

ん専門的な個々のそういった教育に関しては、ご家庭でしていただく部分も多々おありになるかと思えますけれども、そういったことを生かしていただけるようなまちに、そういった教育ができるまちにしていくことも、子育て支援の一つではないかなというふうに思えてなりません。

スーパーコンピューターとか、そういったこだわりを持って一生懸命やる子が、豊明市にたくさんいるならば、ノーベル賞も豊明市から出るような、あそこに住むと、そういう子どもたちがいっぱいいるよというようなことにならないかなというふうにも思っておりますので、どうぞ、そういった子どもたちが持っている能力を発揮できるような、子育て支援を考えていっていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、保育職員数に関して、その辺で聞き方がまずかったかなと思うんですけれども、保育事業に際して適正であるかは、もちろん適正であるから、こういうふうに許されているんじゃないかなと思いますけれども、正職員の方が95名で、そして、そうでない方にお手伝いいただいている方々が、それ以上の数で、1.5倍ぐらいの人数になるんでしょうか、そういった中で子どもの子育てに対して万が一、地震になったときなんかの危機管理ですとか、そういったことは、やはり正職の方の責任になろうと思いますけれども、ずっとこういった割合でいくのがベストでしょうか。

それとも、本当はこれはもう最悪の手段を講じているのであって、本来はこうあるべきだというような形がありますでしょうか。もし、そういうふうなことがあれば、教えてください。

No.229 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.230 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

現在、公立の保育園は10園ございまして、クラス数がトータルで48クラスございます。

そこに、61名の正職が入っておりますので、1クラス2人以上いるクラスもございます。

さらに、そこへフルタイムのパートさんが58名、これは障がい児のいるクラスとか、そういったところに加配の21名を加えて、58名のフルタイムのパートが入っております。

したがいまして、48クラスに対しまして119名のフルタイムの職員で対応いたしておりますので、現在のところ、これで適正な内容だと考えております。

終わります。

No.231 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.232 ○3番(近藤郁子議員)

正職員の方は、いろんな面で守られて、厚生的なことでも守られているというふうに思いますけれども、そういった臨時職員の方ですとか、パート職員の方というのは、聞きますと、やはり条件のいいところに、どんどんかわられていくというようなことも伺っておりますけれども、定着して、ずっと豊明市の保育にかかわってくださる、豊明市で経験を積んでくださるというようなことは、心配はしなくても大丈夫でしょうか。

No.233 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.234 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

この臨時職員の待遇に関しましては、やはり市全体で考えるべきところだと思いますので、今後も改善できるところは、やっぱり改善していかなければならないと考えております。

終わります。

No.235 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.236 ○3番(近藤郁子議員)

そこで、人件費の削減等々の問題が出てくることになるんですけれども、市の職員をどんどん減らしていく。災害時なんかは助けてくれる消防職員ですら減らされていく。減らされると言うといけませんね、増えることがない。

そういうふうな中で、今後、保育士の職員が守られていくことができるんでしょうか。

No.237 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.238 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

やはり、現場を持っております私ども健康福祉部といたしましては、保育に支障がない適正な人員配置をしていくように心がけたいと考えております。

終わります。

No.239 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.240 ○3番(近藤郁子議員)

今の状況を否定するようなことになってしまって、とてもいじわるな質問といいますか、になっているんですけれども、それこそ生きる力をはぐくむ三つ子の魂というのは、やはり三つ子という以上、3歳児ぐらいからはぐくまれていくことだというふうに思っております。

そういった大事なお母さんが、おうちの方が保育できないのを、かわってやるのが保育園になっておりますので、その辺、母親と同等のそういった保育をするように、近づけていていただきたいということもありまして、今回、保育園を民営化していくことに関して、メリット、デメリット等も既に研究していただいているのかなというふうに思いまして、質問をさせていただきました。

どうしても市民的に考えますと、民間よりも行政でやっていただいたほうが、安心感は正直あるかなというふうなことは思っておりますけれども、先に部長からもお話をいただいたように、サービスに対してのスピード感とか、あと、いろんな保育に関する多様性というのは、やはり民間でしかなかなか見出すことができないというのを感じます。

そして、デメリットがあるならば教えていただけると、本当はありがたいなというふうに思ったんですが、デメリット的なことは今回、伺えなかったように思いますけれども、今、まだ研究の途中でいらっしゃるのということではよかったですか。

これから研究をしていらっしゃる、研究の途中、それによっても違ってきますけれども、デメリットに関して、もう一度すみません、お聞かせいただけますでしょうか。

No.241 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.242 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

保育園の民営化につきましては、まだ具体的に遡上に上がっているわけではございませんが、先ほど申し上げましたとおり、子ども・子育て新システム、これを国のほうが導入を

目指しておりますので、そういった流れの中で、民営化の議論も出てくるかと思いますが、やはりデメリットは、先ほども申し上げましたとおり、保育の質が低下するのではないかと。

ただ、子どもを預ければよいということで、内容を充実させないというようなことが出てくると、やはり行政が責任を持って行うべき保育の水準の維持、レベルアップができないというようなことも、場合によってはあるかもしれないということと、あと先ほども申し上げましたんですが、今は子どもさんをお預かりするだけではなく、家庭での保育力だとか、地域での子育て支援力ですか、こういったものの低下を防ぐためにも、保育園でのコミュニケーションとか、保育園での相談等によって、そういった子育て力、保育力を育てる、アップさせるということも、やはり保育園の重要な役割と考えておりますので、そういったことが補完できるかどうかということも、大きな問題になってくるかと思えます。

終わります。

No.243 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.244 ○3番(近藤郁子議員)

実を言いますと、今回、会派のほうで視察に行かせていただきまして、保育園の民営化について視察をまいりました。

そこは小さなまちではありますけれども、十幾つの保育園があるものを、ほとんどすべて民営化にいたしました。

そのときに、メリット、デメリットということを伺ったんですが、デメリットに関しては、特に言いにくかったのかどうかはわかりませんが、そういうふうにおっしゃいませませんでしたけれども、メリットに関しては、決して行政が行う保育園に劣るものはないと。

今回の、それこそ中日看護センターではありませんが、無認可ではないわけなので、ちゃんとしたそうした保育のもとでされることなので、メリットがありますと。

私が今回、そのことに関してすごいメリットだなと思ったのは、豊明市の財政のことを考えますと、随分と国からの補助なんかの金額が違うと。それに関してメリットがありませんかというふうに伺いましたところ、そのメリットよりも、もっと子どもに対してのサービスが充実してくると。そういうことに関してのほうがりメリットがありますよというふうに伺いました。

今後、いっぱい研究していただいて、今行っているもので、そんなに問題はないかもしれませんが、もっと何かいいことはないかとか、もっと豊明市にとって、例えばその財政の面で随分と軽減されることがあれば、同じ子育てに関してでも、もっと違うことにお金がかげられると思うんです。

ですから、もっとたくさんの情報をいち早く取り入れていただいて、周りがやったからではなく、豊明市が率先して、そういったリーダーシップをとっていただけるようなまちに、そういった市役所、行政になってほしいなというふうに思っております。

まだまだ十分、これから研究の余地があるということも承知の上で、今回、3つの質問をいたしました。どの質問に関しましても、どうぞ市長、リーダーシップをとっていただきまして、豊明市が遅れないように、周りの市町から腰が重いとされないように、そういったまちづくりをやっていただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.245 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、3番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9月3日から9月5日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.246 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、明9月3日から9月5日までの3日間を休会とすることに決しました。

9月6日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後4時散会

